

だれもが利用しやすい室内空間づくりのために

日常生活や社会生活の中で、だれもが自らの意思で安全かつ快適に施設を利用できるようにするためには、まず目的場所に到達できるようにすることが基本ですが、施設を利用する場となる居室や利用にあたっては欠かすことのできない便所などの室内空間をだれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮しなければなりません。このため、その空間の機能上必要なスペースの確保や使いやすい設備の設置などが重要です。

こうした考え方に基づいて、この章では室内の利用に関する配慮事項について説明します。

[1] 便所・洗面所（特定施設整備基準 第1 4）

基本的な考え方

高齢者や障害がある人に限らず、外出先で施設を安心して快適に利用できるようにするためには、だれもが利用しやすい便所の整備が重要です。そのためには、車いす使用者などの身体機能上の制約を受ける人や乳幼児連れの人などの様々な利用形態を考慮して、必要な空間や設備を備えるとともに、利用時の心理的な負担の軽減や安らぎのある、さりげないデザインにするなどの配慮により、だれもが安心して快適に利用できる便所の設置が必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	便所の数 仕様	<p>●多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分がある場合は、それぞれに1以上）は〈仕様1〉に定める構造とする。</p> <p>〈仕様1〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車いす使用者便房」という）を1以上設ける。 ・便所には、車いす使用者が使用する際、支障となる段を設けない。 ・車いす使用者便房が設けられている便所の出入口はまたはその付近にその旨を見やすい方法により表示する。 <p>〈建4の（1）〉</p> <p>●病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）および身体障害者更正援護施設等で〈仕様1〉に定める構造の便所のほかに多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、その1以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれに1以上）に〈仕様2〉に定める構造の便房を1以上設ける。ただし、〈仕様1〉に定める構造の便所を2以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれに2以上）設ける場合は、この限りでない。</p> <p>〈仕様2〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座および手すりを設けた便房を設置する。 <p>〈建4の（2）〉</p> <p>●多数の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合は、そのうち1以上に床置き式小便器その他これに類する小便器を1以上設けるとともに、病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）および身体障害者更正援護施設等にあつては、当該小便器の1以上の周囲に手すりを設ける。</p> <p>〈建4の（3）〉</p>	
	案内標示	<p>●オストメイトのための洗浄設備等を設置した便房または〈仕様3〉に定める構造の便房もしくは便所の出入口またはその付近にその旨を見やすい方法により表示する。</p> <p>〈建4の（7）〉</p>	<p>（図 I.2.1.28、図 I.2.1.29）</p>
	洗面器	<p>●〈仕様1〉、〈仕様2〉の便所および床置き式小便器を設置する便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設ける。〈建4の（4）〉</p>	<p>（図 I.2.1.2～図 I.2.1.4）</p>

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	車いす使用者便房の構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口は I・1 [4] 出入口・玄関 (P.I -22)」の項の規定による。 ● 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。 〈建4の(1)ア〉 ● 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保する。ただし、以下の施設で用途面積が500㎡以下のものにあっては、車いす使用者が利用できる空間を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の入院施設のない診療所等 ・ 学習塾、華道教室、囲碁教室等 ・ 購買施設等 ・ サービス施設 ・ 飲食店等 <p>〈建4の(1)イ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 洗浄装置は、靴べら式、光感知式その他の操作が容易なものとする。 〈建4の(1)ウ〉 	<p>(図 I.2.1.5)</p> <p>(図 I.2.1.5)</p> <p>「車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間」とは、車いす使用者が便房内で転回することができる広さをもった空間のことをいいます。これに対して、「車いす使用者が利用できる空間」とは、車いす使用者が便房内に入ることができ一定の方法で便座に移ることができる空間のことをいいます。</p> <p>(図 I.2.1.13)</p>
	オストメイトへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)に人工肛門または人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設ける。 <ol style="list-style-type: none"> ① 用途面積が2000㎡を超える次の施設、病院・診療所等、身体障害更生援護施設等のうち老人福祉施設、公会堂・集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場、官公庁舎等 ② 公衆便所 <p>〈建4の(5)〉</p>	<p>……➡ (図 I.2.1.8、図 I.2.1.27)</p> <p>「オストメイト」とは、人工肛門・人工ぼうこうを使用している人をいいます。オストメイトは排泄物をためるパウチと呼ばれる袋を装着していることから、一定時間毎に排泄物を捨てなければなりません。この際、パウチを洗浄したり、衣服を脱いで体を拭いたりする必要があり、そのための設備の設置が求められるものです。</p>
	乳幼児への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の用途に供する特定施設に多数の者の利用に供する便所を設ける場合は、そのうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、〈仕様3〉に定める便所とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 用途面積が2,000㎡を超える次の施設 病院・診療所等、公会堂、集会場、図書館・博物館等、劇場・映画館等、公衆浴場、購買施設等、飲食店等、体育館等、展示場、官公庁舎等(保健所、市町保健センターその他これらに類する施設を除く。) ② 社会福祉施設等のうち母子福祉施設 ③ 公衆便所 ④ 官公庁舎等のうち保健所、市町保健センターその他これらに類する施設 	<p>……➡ I・1・[4]授乳場所 P.I -105 参照</p>

必ず整備すべき基準		解説
整備基準	<p>乳幼児への配慮</p> <p>〈仕様3〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を1以上設ける。 ・乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設ける。ただし、便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合はこの限りではない。 ・ベビーチェアとベビーベッドは、各々の目的が異なるため、両方設置することが必要。ベビーベッドについては、授乳室内に設置するなど、建築物内の別の場所に設ける場合は、便所内に設置しなくてもよい。また、大人の大型ベッドとベビーベッドは兼用可能。 ・ベビーベッド・ベビーチェアはどの便房に設置しても構わない。さらに、ベビーベッドは便房（個室）内に設置しなくても良い。 <p>〈建4の(6)〉</p>	
バリアフリー法	<p>便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●便所内に、車いすを使用している者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房を一以上設けること。〈令第14条第1項第1号〉 ●便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。〈令第14条第1項第2号〉 ●男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。〈令第14条第2項〉 	
望ましい整備		解説
便所の数仕様	<ul style="list-style-type: none"> ○多数の者が利用する便所（男子用および女子用の区分があるときはそれぞれの便所）が設けられている階ごとに、そのうち1以上に車いす使用者便房を設ける。 ○多数の者が利用する便所を設ける階には、当該階の便房に対して車いす使用者便房を下記の数以上設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該階の便房の総数が200以下の場合、その階の便房総数の2%以上 ・当該階の便房の総数が200を超える場合は、その階の便房総数の1%に2を加えた数以上(男女の区分があるときは、それぞれ同様の計算により求めた数以上) ○多数の者が利用する便所に車いす使用者便房がなく、当該便所に近接して車いす使用者便房がある便所が設けられていない場合には、腰掛便座および手すり付の便房を1以上設ける。 ○施設内のすべての便所に、車いす使用者が利用できる便房を1以上設ける。 	

望ましい整備	解説
<p>車いす使用者 便所の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすく、かつ利用しやすい場所に設置し、一般便所と一体的に配置する。 ○できる限り男女別に設けるとともに、異性による介助を行う場合にも利用できるようなその配置に配慮する ○緊急時には、扉が合い鍵等で外側から開放できるようにする。 ○腰掛便座の位置は正面からの車いすの寄りつきを確保するとともに、左右どちらか（できれば両面）からの側面移乗ができるスペースも確保する。 ○複数の便所を設ける場合、左利きと右利きの使い勝手に応じた設備の配置になるようにする。 ○腰掛便座は移乗しやすい高さで、車いすのフットレストが便器の下に入る構造のものとする。 ○便座の横に機器の操作部分が設けられたものは、車いす使用者の移乗の支障となったり、誤操作する可能性があるため、できる限り使用を避ける。 ○手すりは、便器の両側に設けるものとし、壁面側に設ける場合を除いて可動式のものとする。 ○手すりは、車いすと便座の間を円滑に移乗できるように、取付け位置や高さ、長さ等に配慮する。 ○紙巻き器、洗浄ボタン等の設備を手すりに近接して設ける場合は、これらの設備の利用や手すりによる身体の保持に支障がないように配慮する。 ○介助者と共に利用することができるよう十分なスペースを確保する。 ○介助者等のため足踏み式のフラッシュバルブを設ける場合は、車いすの移動の支障にならない位置とする。 ○高齢者や障害者等が着替えやおむつ替えなどをするための収納できる台を設ける。 ○便房内には、座位で手が届く高さに手荷物棚やフックを設ける。 ○洗面器の他に手洗器を設ける場合は、便座から手の届く範囲に設ける。 ○便房の使用を必要とする人が自由に利用できる旨を表示する。 ○汚物入れは便座から手の届く範囲に設ける ○車いす使用者用便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 ○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。 ○車いす使用者用便房には、衣服を掛けるための金具等を設けること。 ○車いす使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるように、車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを設ける。 ○便器は前面のトラップ部分に、車いすのフットレストが当たりにくいような型とする。 ○便器の座面高さは、床面から 40cm～45cm 程度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> (図 I .2.1.19) (図 I .2.1.19) (図 I .2.1.5) (図 I .2.1.24) (図 I .2.1.24) (図 I .2.1.12) (図 I .2.1.27) ……➔ 押しボタン式、レバー式や光感知式など ……➔ 衣服等を掛ける金具の設置高さは、車いす使用者用 100cm 程度、一般用 170cm 程度とすること。衣服等が落ちにくい形状とする。

望ましい整備		解説
車いす使用者 便房の構造	<ul style="list-style-type: none"> ○座位姿勢を安定させることや排泄に時間のかかる場合もあることから、便器に背もたれを設置する。 ○便器に前向きに座る場合も考慮してその妨げになる器具等がないように配慮する。 ○便房の出入口は、90cm以上とする。 ○車いす使用者用便房の扉は、閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能があるものとする。 ○簡易便房を設置する場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車いす使用者が施錠・開錠できないため、配慮が必要。 ○扉操作、施錠操作が円滑に行えるよう、扉周囲に大型ベッドやゴミ箱等を設けない。 	<p>温水洗浄便座の操作ボタンは、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとする。</p> <p>JIS T 9201 に定められる手動車いすであれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車いすや、スポーツ用の車いすの場合、利用できないものがある。(例：テニス用車いす幅87cm)</p>
オストメイト への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○パウチや衣服の洗浄のため、汚物流し台を設置する。 ○汚物流し台の設置が困難な場合は、便器でパウチを洗浄するための設備を設ける。 ○体を拭く際の快適性を考慮して、温水設備を設ける。 ○着替えをするための収納できる台を設ける ○衣服や靴等のための棚、フック等を適切な位置に設ける。 ○車いす使用者便房にオストメイトのための設備を設ける場合は、車いす使用者の支障にならないように配慮する。 ○オストメイト対応便房には、押しボタン式その他の容易に操作できる方式の便器の洗浄装置を設けること。 ○大人のおむつ交換をすることができる大型ベッドを一以上設け、その出入口にその旨の表示を行う。大きさは幅60～80cm程度、長さ150cm～180cm程度とする。 ○ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置する。 ○ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。鏡は、全身を映すことができるものとする。 ○鏡の床からの高さは、75cm～80cm、長辺方向の長さは100cm程度で平面鏡とする。 ○オストメイト対応水洗器具や介護ベッドを設置した車いす使用者用便房には、冷暖房設備を設置する。 	<p>(図 I .2.1.25)</p> <p>(図 I .2.1.25)</p> <p>(図 I .2.1.30)</p> <p>折りたたみ式のベッドの場合は、操作方法が簡単で、かつ軽くセットできるものでなければならない。また、多機能便房の中に設置する場合、ベッドをセットした状態で退出した際に、車いす使用者が進入できない場合が想定されるため、出入口戸付近から容易に上げ下げできるようなものでなければならない。</p> <p>着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。</p>
乳幼児への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児の利用が想定される施設に設ける便所には、小児用大便器、床置き小便器および洗面器をそれぞれ1以上設ける。 ○小児用の大便器を設けることが困難な場合は、親子便座等により幼児が使用できるように配慮する。 ○ベビーチェアまたはそれに代わるものを設けた便房を1以上設ける。 ○乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設ける。 	<p>(図 I .2.1.28)</p>
視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○小便器と壁や大便器と周囲の床など、色の明度の差を大きくすることで、その存在を容易に識別できるようにする。 ○洗面器の前面床に異質の床材等で表示する ○便所の各設備器具は、視覚障害者の利便性を考慮し、できる限り同じ配置、仕様のものとする。 ○冷温水の区分は点字表示を行い、シングルレバー式でサーモスタット付のものとする。 	

望ましい整備		解説
便所の戸	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害者のために、使用中かわかりやすいように表示する装置を設ける ○扉はブース内での緊急時を考慮し、内開きは避ける。（使用者が転倒した場合、その人が障害となり、開けられないため。） ○便房の出入口は、車いす使用者の利用を考慮すると 75cm 以上とする。 ○便房の戸の取っ手は操作しやすいものとする。 ○便房の戸が自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。なお、自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とする。 ○便房の戸が手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも開錠できるものとする。 ○戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。 ○内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。 ○外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。 ○便房の戸に使用中か否かを表示する装置を設ける。 ○使用時以外は扉が開いているタイプとする。 	<p>一般便房を少し大きくすることで、車いす使用者も利用できる場合がある。</p> <p>自動式引き戸の場合は、高齢者、障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないように、設置に当たっては十分に配慮する。</p> <p>「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン（JADA-0006）」（全国自動ドア協会）による。</p> <p>手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュアップハンドル式またはパニックバー形式のものとする。</p> <p>内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができない可能性がある。</p> <p>施錠を示す表示が赤と青の場合、色覚障害者が区別できない可能性があるため、見やすい色及び文字で「使用中」と表示する等の配慮を行う。</p>
案内標示	<ul style="list-style-type: none"> ○〈仕様 1〉の構造の便所の入り口付近には車いす使用者便房の位置を示す案内標示をする。 ○入口付近に点字による標示を行う。 ○〈仕様 1〉以外の便所の入り口付近には、〈仕様 1〉の便所の位置を示した案内標示をする。 ○音による誘導を行う際は、音声で男性用・女性用を知らせる。また、触知図案内板を設ける場合も、触知図案内板の位置を知らせる音声誘導装置を設ける。 ○車いす使用者を誘導するために、建築物全体の案内設備には、便所の位置を表示する。 ○建築物の各所に便所の位置を示す案内設備を設ける。 ○利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示する。 ○便所前の触知図案内板には、個別機能を備えた便房等の各便房の機能、位置等を表示する。 ○点字のみでなく、墨字も併記し、弱視者等にも分かりやすいように大きさ、設置位置、文字のコントラスト等に配慮したものとする。 	<p>(図 I.2.1.1)</p>

望ましい整備		解説	
洗面器	<ul style="list-style-type: none"> ○車いすで使用する洗面器にあっては、水栓金具に手が届きやすいよう、下部に車いすのキャスターや膝が入る空間を確保する。 ○寄りかかりを考慮し、壁に堅固に取付け、また手すりを設ける等の配慮をする。 ○洗面器近くには、荷物や杖等を置くための設備を設ける。 ○子供の利用がある施設では、子供用の便器や洗面器を設置する。 ○排水トラップは車いす使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ（Pトラップ）のものとする。 ○便座に腰かけたまま使用できる手洗器を設ける。 ○水洗器具の吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（手前縁から 30cm～35cm 程度）に設ける。 ○自動水栓は、感知しにくいものもあり、対応として自動・手動切替のできる水栓の設置をする。 ○洗面器は車いす使用者が利用できるように、洗面器の下部にはひざや足先が入るスペース（高さ 65 cm程度、奥行き 55cm～60cm 程度）を設ける。高さ 65 cm以上の洗面器は壁に堅固にとりつけるか手すり等を設けるなど、寄りかかる等の配慮を行う。 	<p>……→</p> <p>洗面器の手すりは、配置によっては車いす使用者が利用できなくなるため、車いす使用者用便房に設置する場合は、工夫する必要がある。</p> <p>……→</p> <p>便所使用中に手等が汚れた際、汚れた手で車いすに移乗して洗面器までいくのではなく、便座に腰かけたまま手元の手洗器で手を洗えるようにする配慮である。</p>	
水洗金具・紙巻き器	<ul style="list-style-type: none"> ○便器の洗浄装置や洗面器等の水栓金具はレバー式等で操作の容易なものとする。 ○紙巻き器は、片手で切りやすいもので、座ったまま容易に利用できる位置に設置する。また、できる限り両側に設ける。 		
鏡	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者に配慮した便所の鏡は、他の人でも利用しやすいよう高さ等に配慮する。 ○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設置する。 	<p>（図 I .2.1.3）</p> <p>傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、位置とサイズを配慮することでだれでも利用できる。</p>	
床仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○濡れても滑りにくい仕上げとする。 ○床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 		
非常通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ○病院など必要な施設には、便器から手の届く位置に非常ボタンを設ける。また、床に転倒したときにも届くよう、側壁の低い位置にも設ける。 ○防犯上の安全性を確保するため、便所の周囲に照明設備を設け、また便所内に警報装置を設置するよう配慮する。 ○便房内には確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等には非常呼び出し表示ランプ、事務所には警報盤を設ける。 ○呼び出しボタンは、視覚障害者が確実に押せるよう点字表示し、水栓スイッチと区別できる形状とする。 		

望ましい整備		解説
ボタン等配置	<ul style="list-style-type: none"> ○便房内のペーパーホルダー、便器洗浄ボタン及び呼び出しボタンを横壁面に設ける場合は、JIS S0026 に基づく配置とする。 ○洗浄ボタンは、見つけやすく使いやすい大型のものが望ましく、緊急通報ボタン等の操作ボタンとはっきり区分できるように配慮する。 ○ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンか分かりにくいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。 ○ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者にわかりやすい配慮をする。 ○洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式のほうが使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。 ○便器洗浄ボタンは便座に座ったまま利用しやすい位置に設ける。 ○ペーパーホルダーは便座に腰かけたまま使用できる位置に設置する。 ○汚物入れは一般のものより大きいものが使いやすい。また、手の届く範囲に設ける。 ○衣服等を掛ける金具の設置高さは、車いす使用者用 100cm 程度、一般用 170cm 程度とする。 ○小便器の脇及び洗面ブースには、杖や傘などを立てかけるくぼみあるいはフックを設ける。 ○便房内及び洗面ブースには、車いすに座った状態で、手が届く高さに荷物台を設ける。 	<p>→ 手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。</p>

解説図一覧	
図 I .2.1.1 便房の配置等を視覚障害者に示すための設備	P. I -74
図 I .2.1.2 手すり付き洗面器	P. I -75
図 I .2.1.3 車いす使用者が利用しやすい洗面器	P. I -75
図 I .2.1.4 水栓器具	P. I -75
図 I .2.1.5 車いす使用者用便房の計画例	P. I -76、 77
図 I .2.1.6 簡易型車いす使用者用便房の計画例	P. I -78
図 I .2.1.7 個別機能を備えた便房及び多機能便房寸法	P. I -79
図 I .2.1.8 オストメイト用便房	P. I -80
図 I .2.1.9 オストメイト簡易型設備	P. I -81
図 I .2.1.10 その他の便所	P. I -81
図 I .2.1.11 洗浄ボタン等の標準配置例（「JIS S 0026」による）	P. I -82
図 I .2.1.12 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例	P. I -82
図 I .2.1.13 操作が容易な洗浄装置	P. I -83
図 I .2.1.14 非常呼び出し装置等	P. I -83
図 I .2.1.15 小便器	P. I -83
図 I .2.1.16 知的障害者に配慮した小便器	P. I -84
図 I .2.1.17 大型ベッド	P. I -84
図 I .2.1.18 ベビーベッド	P. I -84
図 I .2.1.19 便所・洗面所の例	P. I -85
図 I .2.1.20 便所・洗面所の改善例	P. I -86
図 I .2.1.21 小規模施設での改善例	P. I -87
図 I .2.1.22 大型ベッドを車いす使用者用便房内に設けた例	P. I -88
図 I .2.1.23 汚物流し（オストメイト用）及び大型ベッドを車いす使用者用便房内に設けた例（220cm ×280cm タイプ）	P. I -89
図 I .2.1.24 手すりの例	P. I -90
図 I .2.1.25 オストメイト対応設備の例	P. I -91
図 I .2.1.26 表示の例(1)	P. I -91
図 I .2.1.27 表示の例(2)	P. I -91
図 I .2.1.28 小児用洗面器の例	P. I -91
図 I .2.1.29 大型ベットの例	P. I -91
図 I .2.1.30 着替え台の例	P. I -91

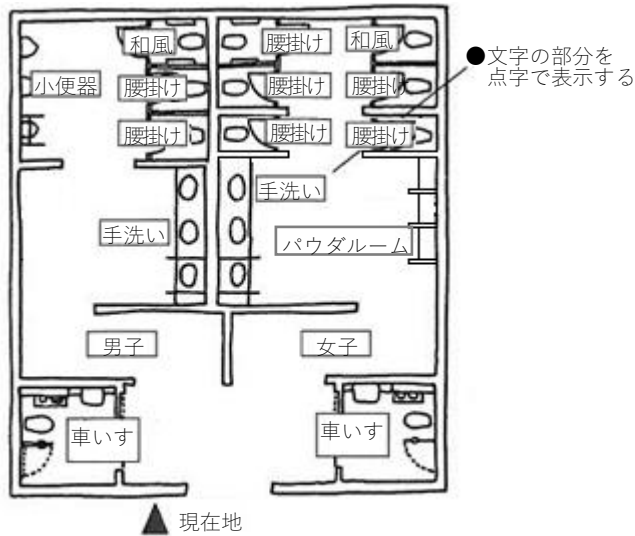
チェック項目 (条例の基準)								
4 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置 (無の場合は、以下は記入不要)					有	無	
	車いす使用者便所の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所			
	便所の構造	ア 車いす使用者便所の構造	(ア)	腰掛便座の設置		有	無	
				手すり等の設置		有	無	
		(イ)	車いす使用者便所の面積				m ²	
		(ウ)	大便器洗浄装置	靴べら式、光感知式、その他 ()				
		イ	車いす使用者が使用する際支障となる段差				有	
	ウ	便所の出入口付近に車いす使用者便所が設けられている旨の表示				有		
	(2) 車いす使用者便所を設けた便所以外の便所の設置 (病院・診療所等 (入院施設を有するもの)、障害者支援施設等)					有	無	
	車いす使用者便所以外の高齢者・障害者用便所の設置数および構造	便所の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所		
		腰掛便座の設置				有	無	
		手すり等の設置				有	無	
	大便器洗浄装置		靴べら式、光感知式、その他 ()					
	(3) 男子用小便器の設置 (無の場合は、以下は記入不要)					有	無	
	床置きその他これに類する小便器の設置数					箇所		
	床置き等小便器の手すりの設置 (病院・診療所等 (入院施設を有するもの)、障害者支援施設等)					有	無	
	(4) (1)から(3)までに定める構造の便所は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置 (高さ、水洗レバー、手すり等)					有	無	
	(5) 人工肛門または人工ぼうこうの利用者のための洗浄設備等を設けた便所の設置 (病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000m ² を超えるものまたは公衆便所)					有	無	
	人工肛門または人工ぼうこうの利用者のための洗浄設備等を設けた便所の設置数および構造	男子用 箇所		女子用 箇所		共用 箇所		
		洗浄設備その他の設備等の設置				有	無	
(6) 多数の者の利用する便所の構造 (病院・診療所等、公会堂・集会場等の施設で2,000m ² を超えるものまたは公衆便所等)	ア 乳幼児いす等を備えた便所の設置		有	無				
	イ 乳幼児ベッド等の設備の設置		有	無				
(7) 便所または便所の出入口付近には、(5)および(6)の設備を設置した旨の表示					有	無		

関連する章	
I・1・[4]	出入口・玄関 (P.I-22)
I・2・[4]	授乳場所 (P.I-105)
I・4・[2]	案内標示 (P.I-146)

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

○便所の触知図案内板の記載例



○便所の触知図案内板の設置例



機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示

図 I.2.1.1 便所の配置等を視覚障害者に示すための設備

便所の配置等を視覚障害者に示すための設備

便所の出入口付近に、視覚障害者に対して便所の男女の別・便所内の配置等を示す設備（触知図案内板又は音声による案内設備）を設けなければならない。

触知図案内板等の前の床面には、触知図案内板等の存在を視覚障害者に示すため、点状ブロック等を2～3枚程度敷設する。

なお、男女兼用の多目的便房のみを設ける場合など、1の便房のみを設ける便所においては、点字により「男女兼用・右側に便器」等の案内をし、床面に点状ブロック等を敷設することで足りる。

（点字を読むことができない視覚障害者への対応について）

視覚障害者の中には点字を読むことのできない方もいるため、便所の案内においても、触知図案内板を文字等の浮き彫りを併用することや、音声による案内などを行うなど工夫を行うことが望ましい。

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

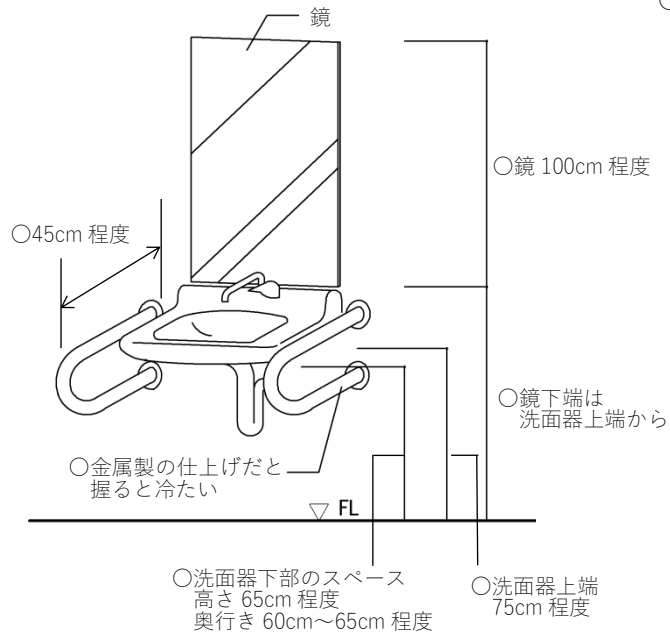


図 I.2.1.2 手すり付き洗面器

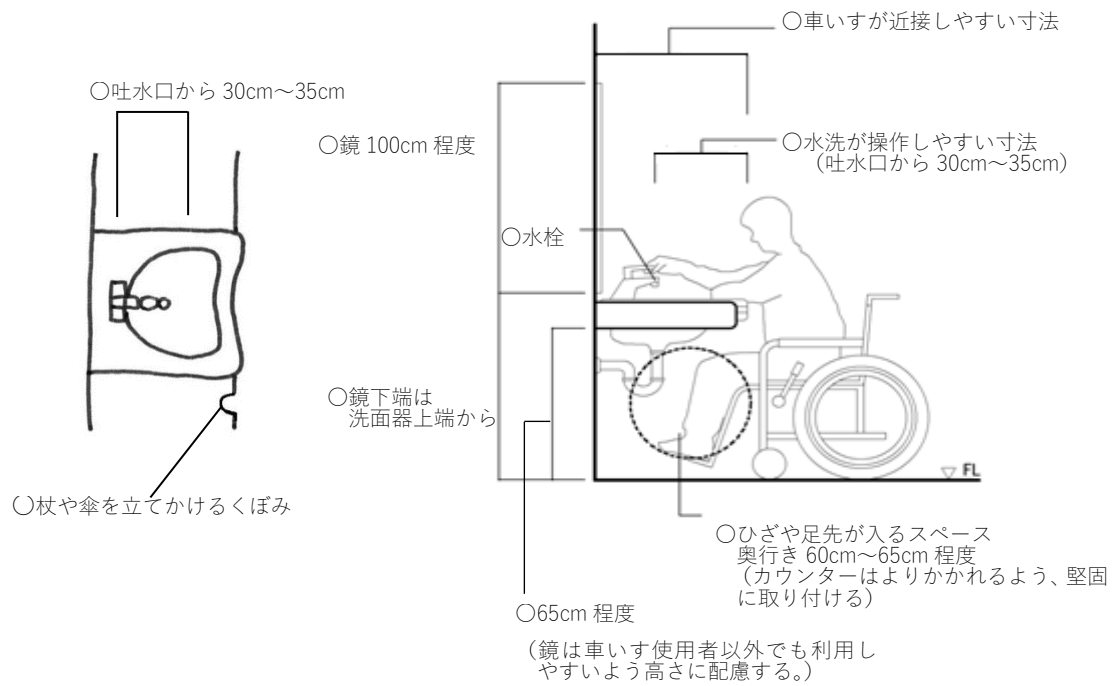


図 I.2.1.3 車いす使用者が利用しやすい洗面器

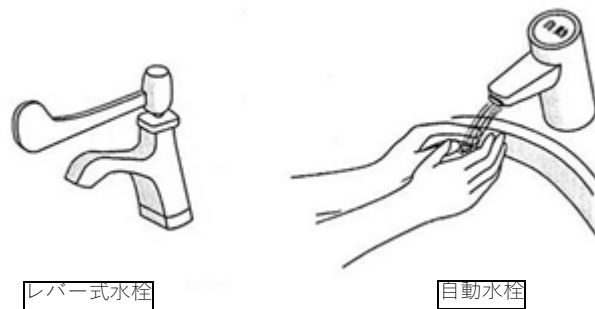
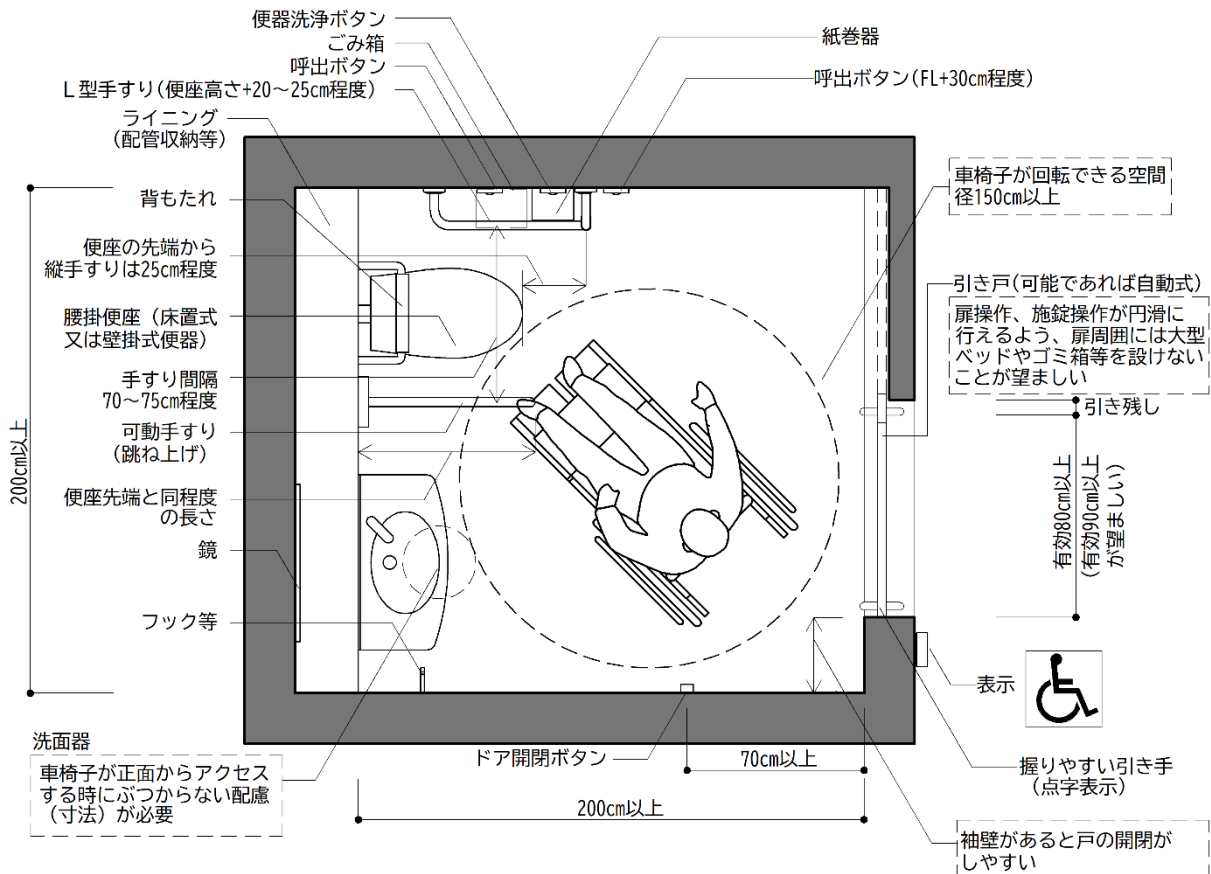
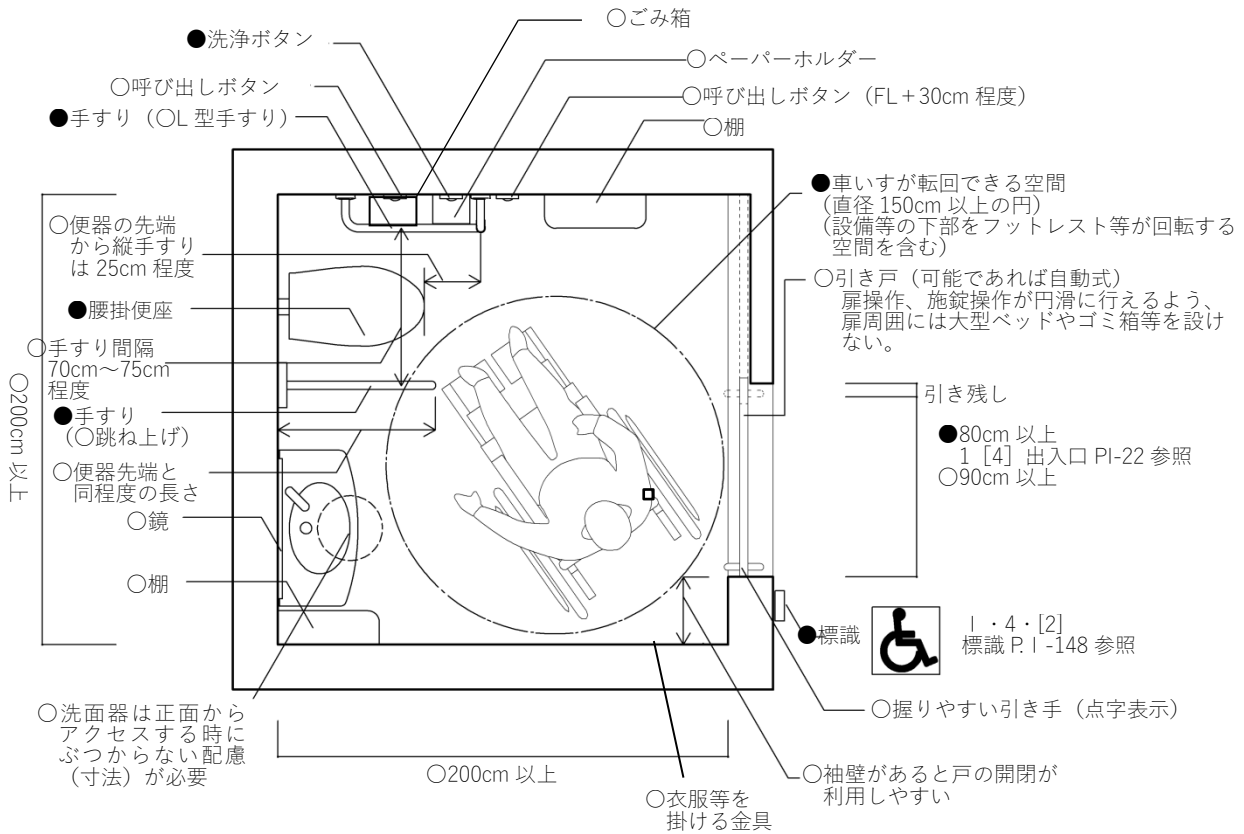
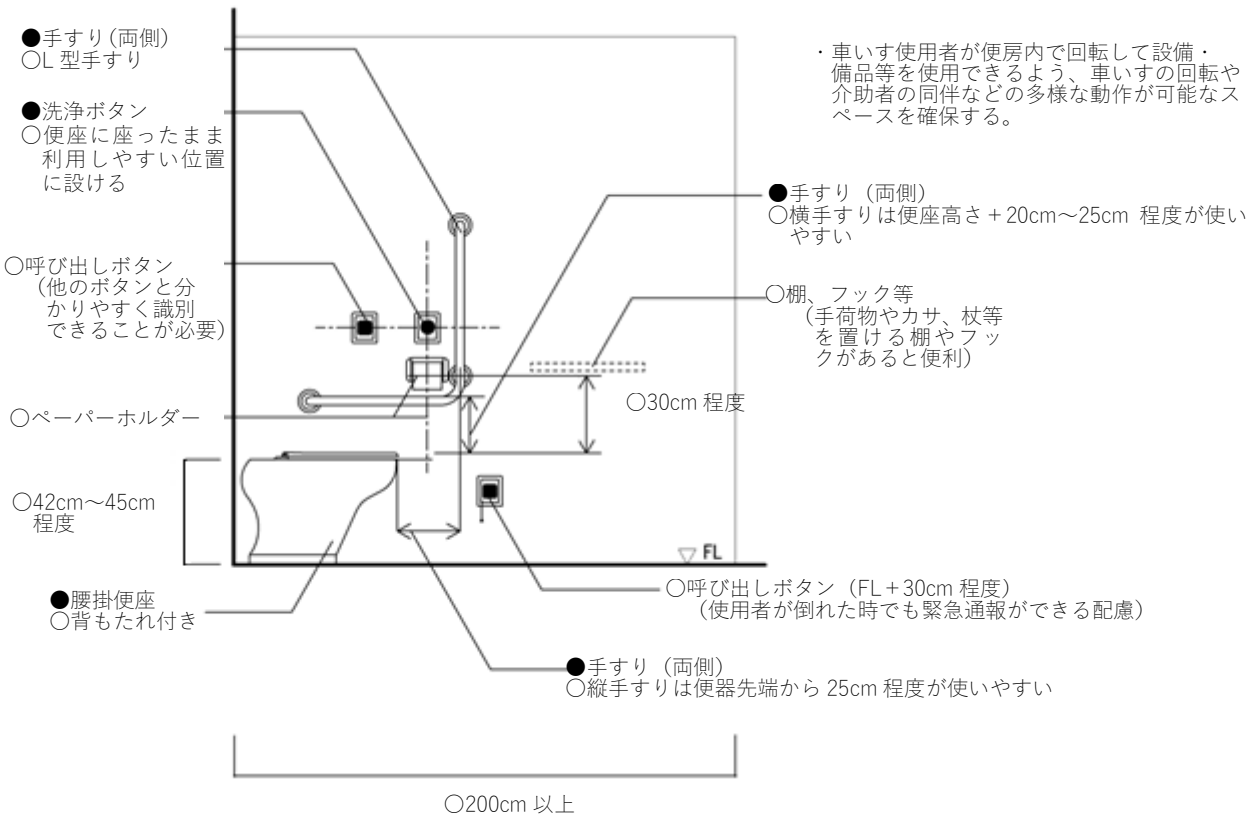
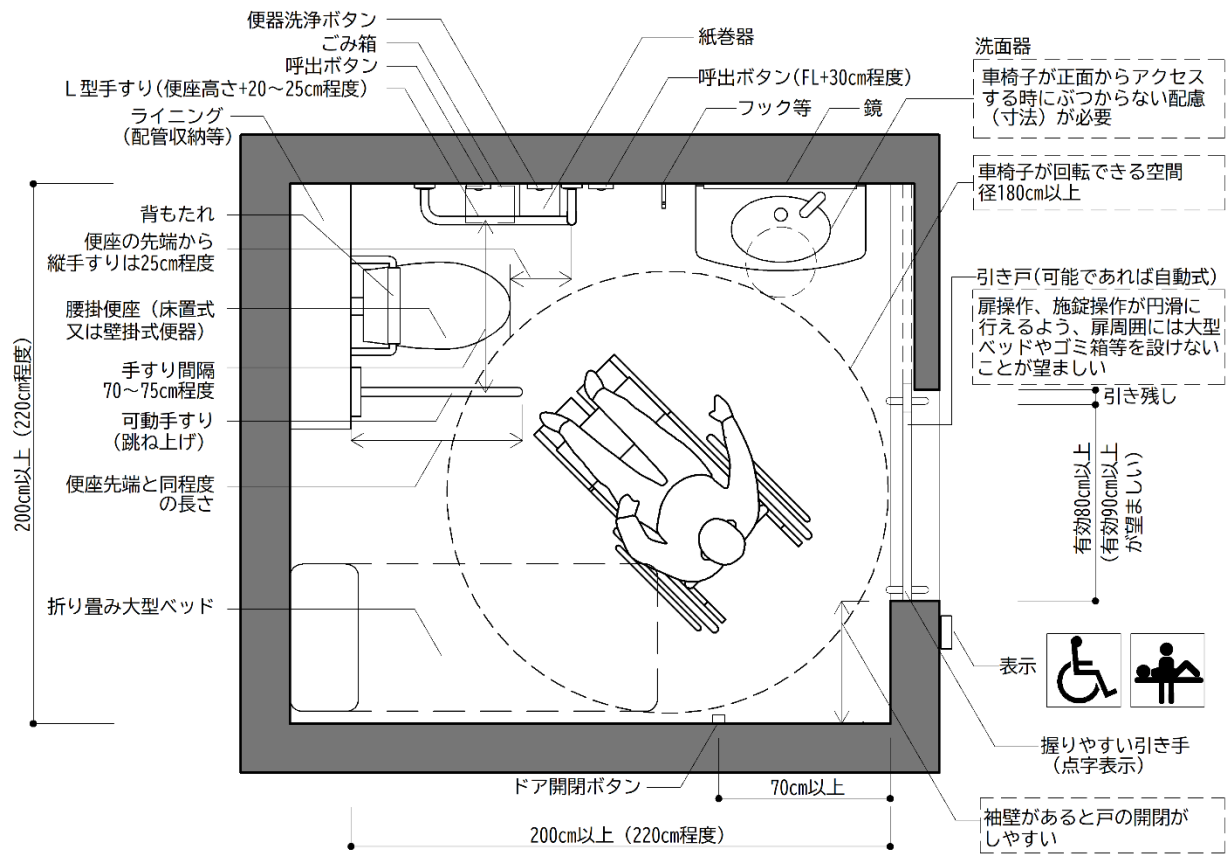


図 I.2.1.4 水栓器具

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備





・車いす使用者が便房内で回転して設備・備品等を使用できるように、車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。

図 I.2.1.5 車いす使用者用便房の計画例

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

小規模な施設（500㎡以下に限る）については、施設の構造上、十分な空間が確保できない場合が想定されるため、施設の状況に応じ、上記の寸法以上の簡易型便房でも可とする。（ただし、公衆便所を除く。）

また、保育所については、主たる利用者が体格の小さい未就学児であることを考慮すると、車いす使用者用簡易型便房でも十分な空間の確保ができると考えられるため、施設の規模に関わらず簡易型便房の設置でも可とする。

なお、簡易型便房の場合、計画によっては、後ろに手をまわすことのできない車いす使用者が施錠・開錠できないため、例えば、大きな操作ボタンの付いた自動ドアを設置するなどの配慮をすることが望ましい。

【簡易型便房】

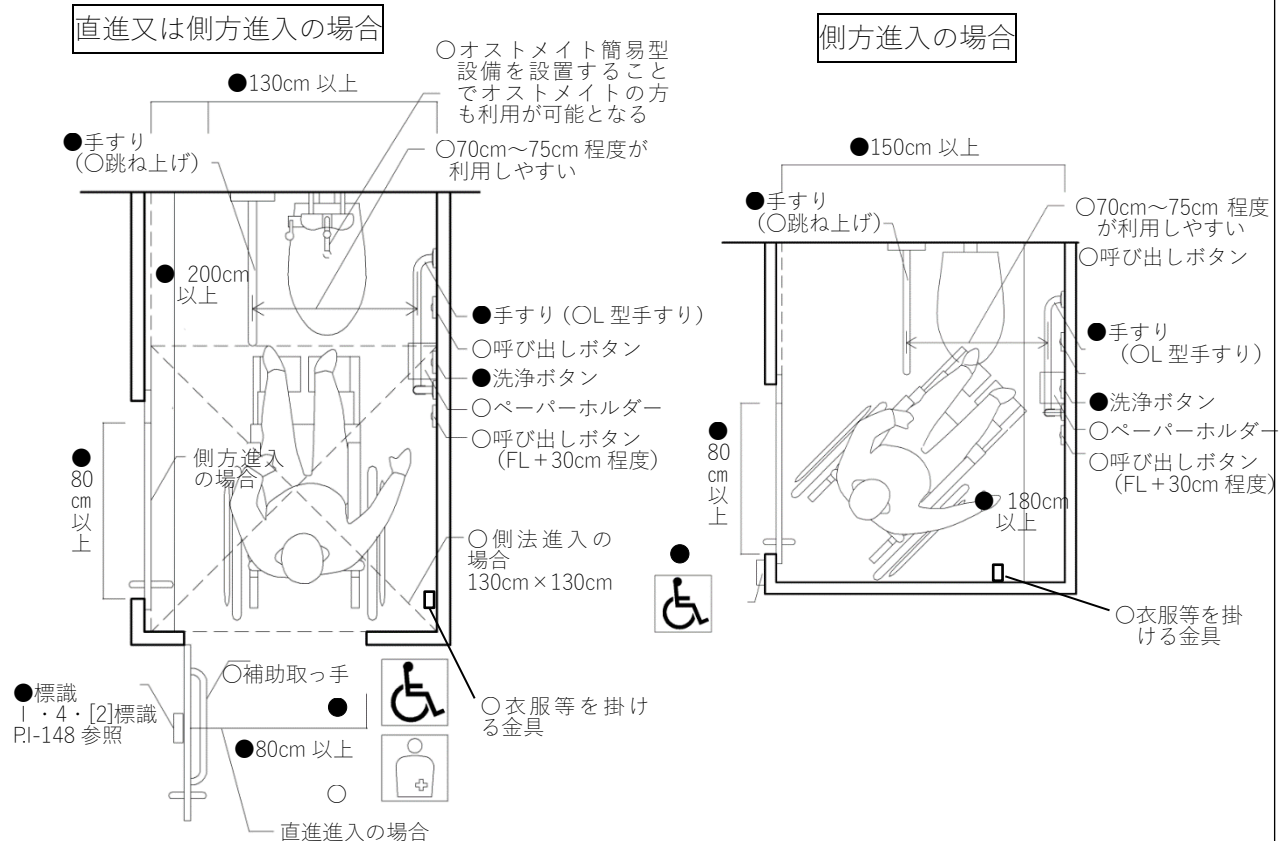
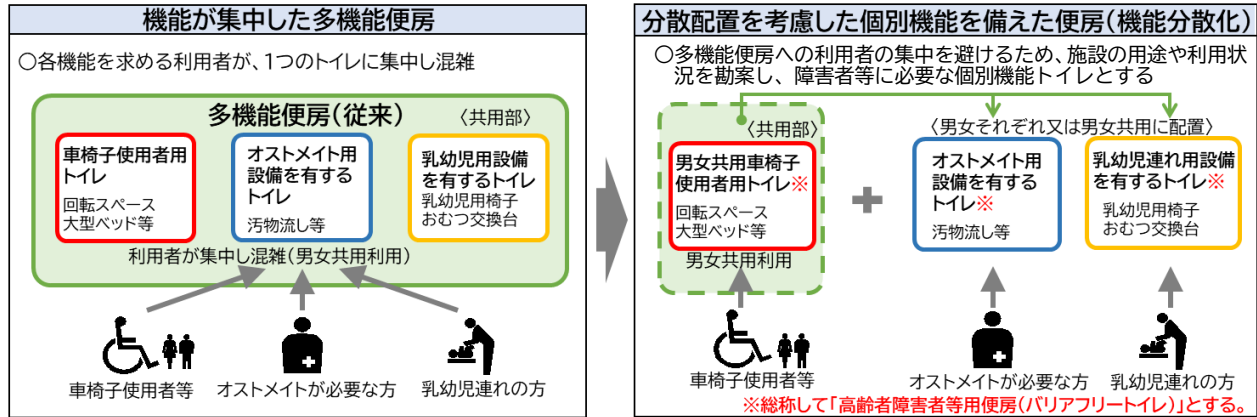


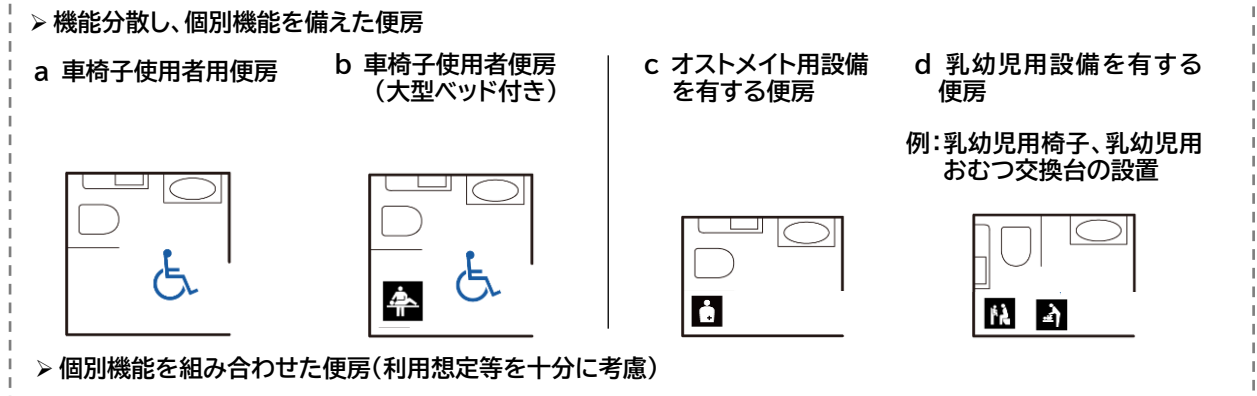
図 I.2.1.6 簡易型車いす使用者用便房の計画例

高齢者、障害者等が利用する個別機能を備えた便房等の適正利用を推進するために、各種便房を総称して「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）」と位置付ける。

< 各種便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進 >



< 高齢者障害者等用便房（「バリアフリートイレ」と総称する） >



< 分散配置を考慮した個別機能を備えた便房 >

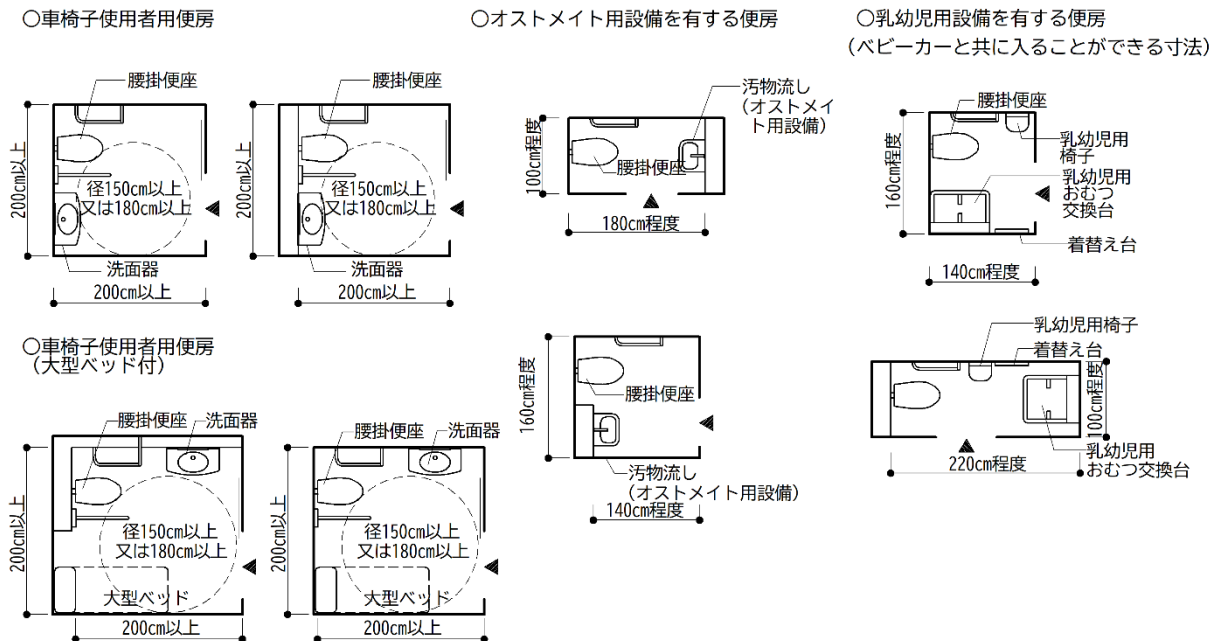


図 I.2.1.7 個別機能を備えた便房

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

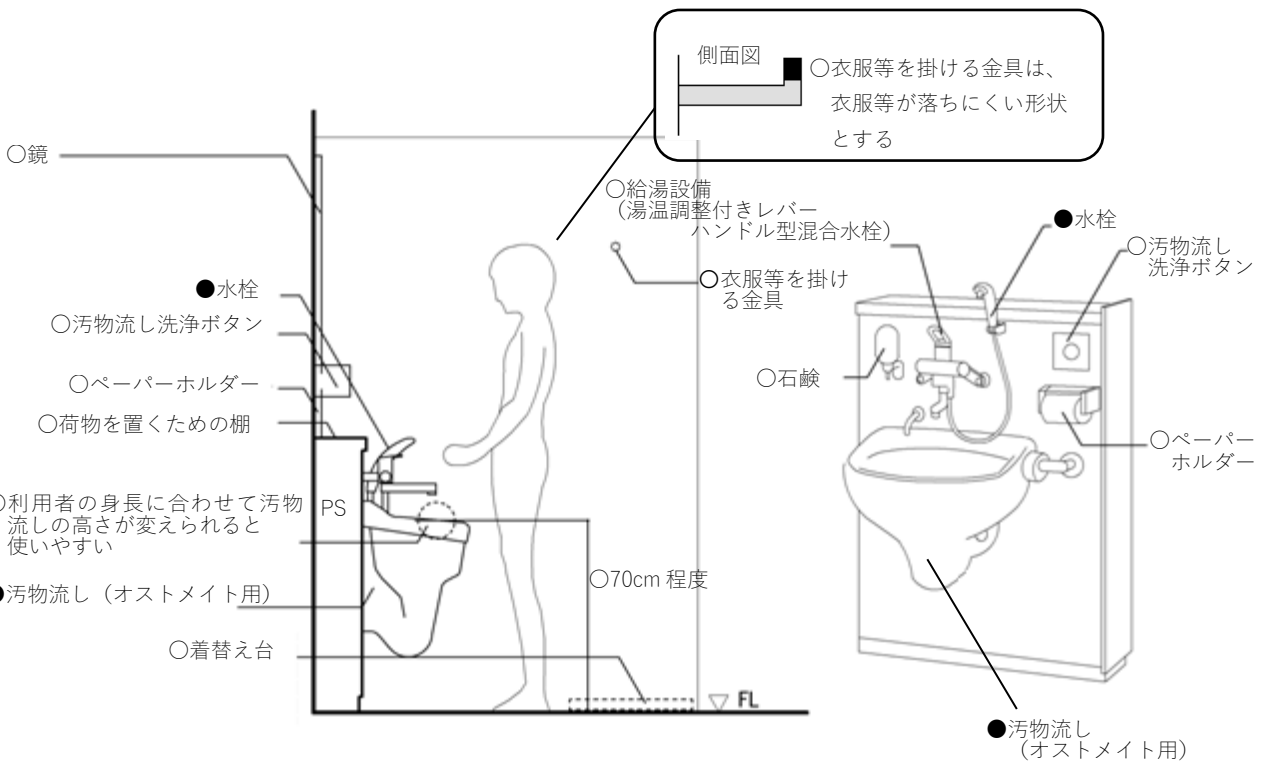
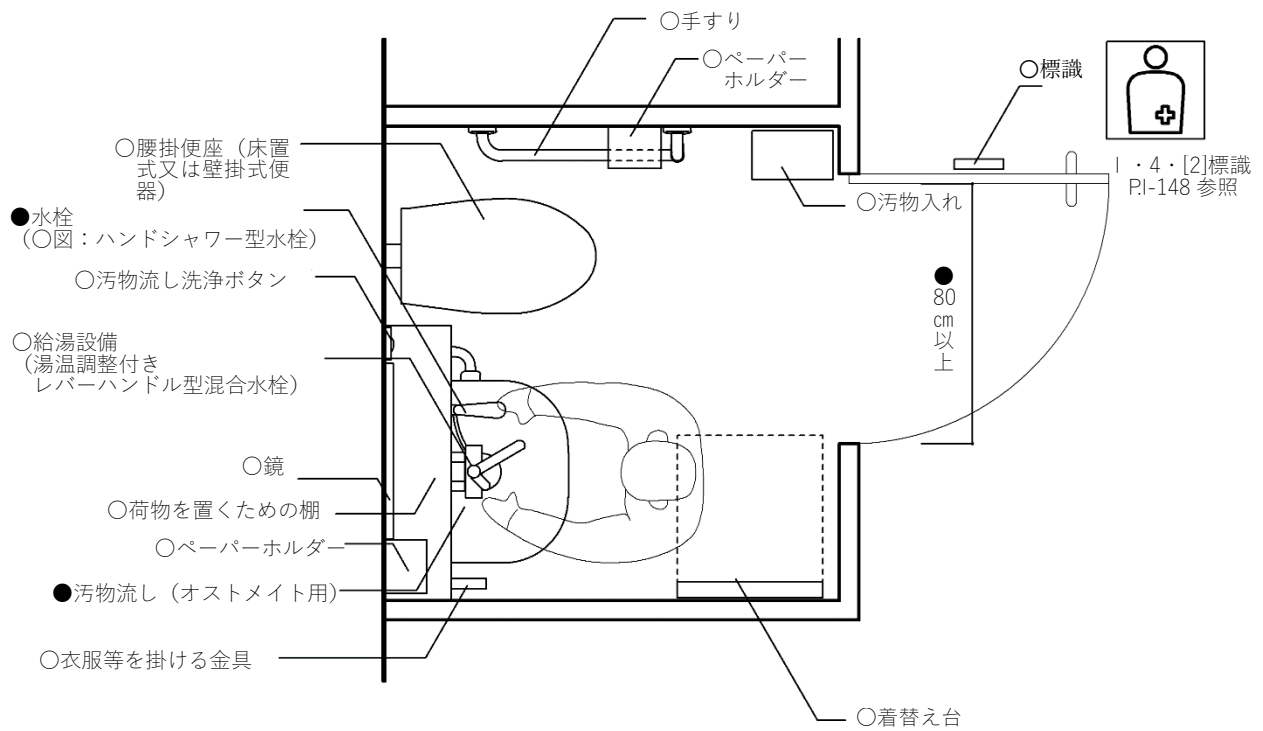
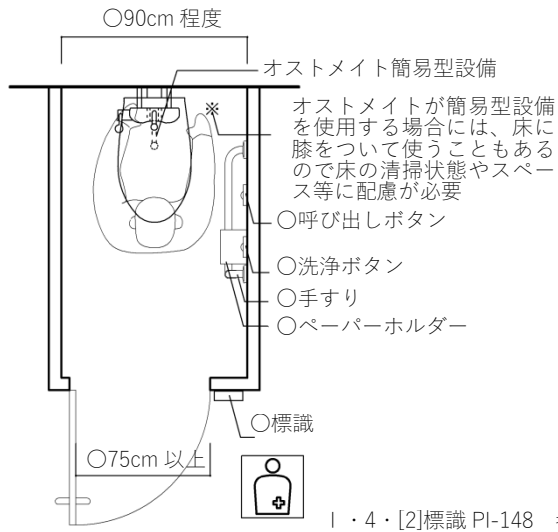


図 I.2.1.8 オストメイト用便房

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



・500㎡以下（公衆便所にあつては、50㎡未満）の小規模な施設や、条例により追加した用途の建築物について、オストメイト専用の汚物流しを設けるスペースを確保できない場合などに限っては、平面計画、利用実態等を鑑み、オストメイト用簡易型設備（便器に水栓をつけたもの等）の設置でもやむを得ないものとする。

図 I.2.1.9 オストメイト簡易型設備

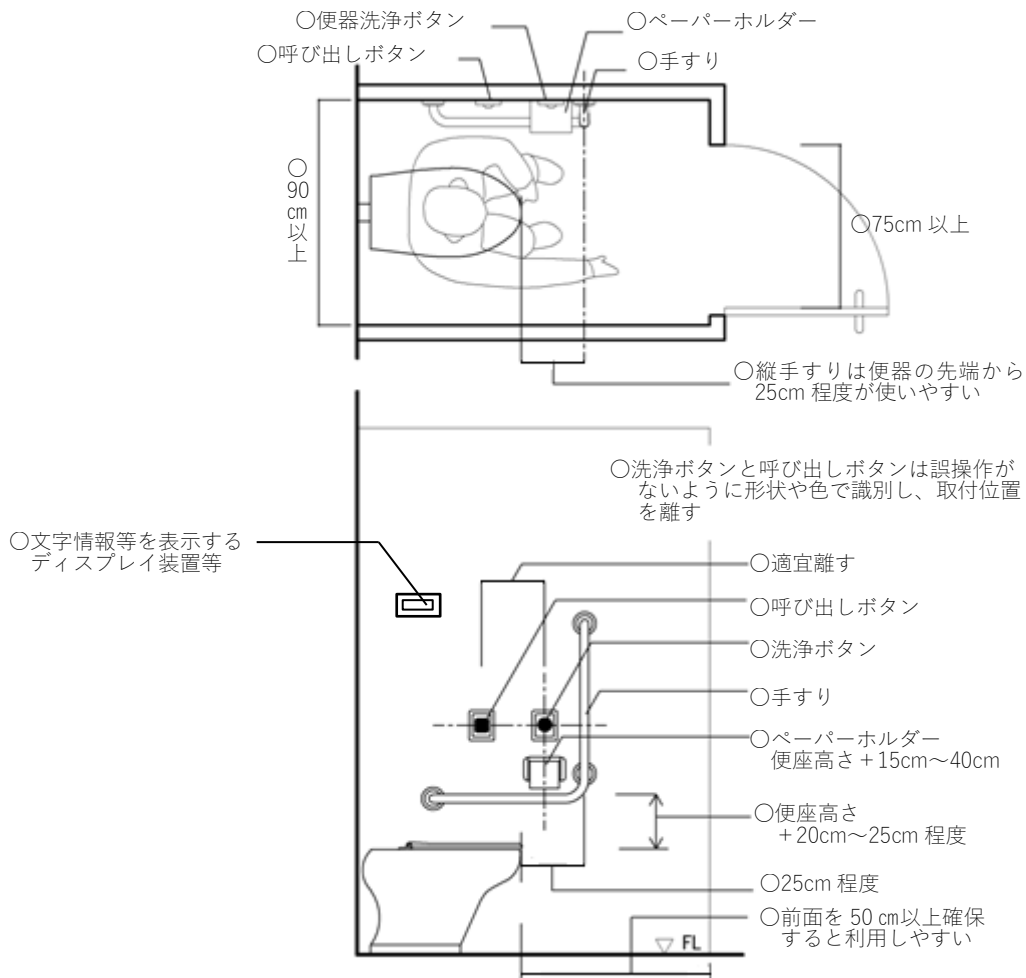
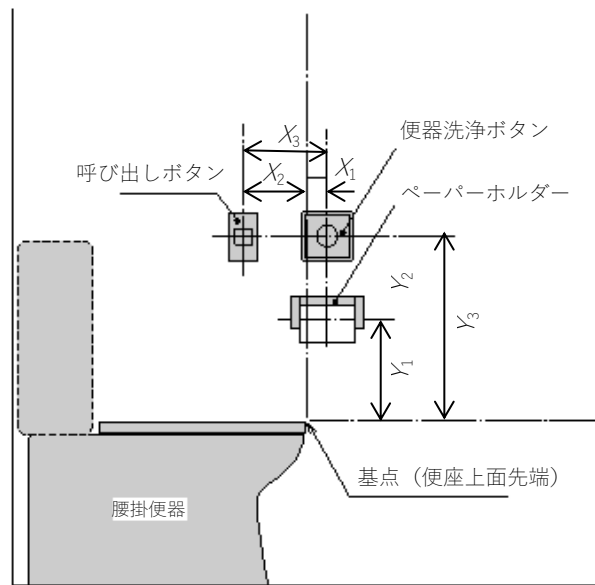


図 I.2.1.10 その他の便所

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

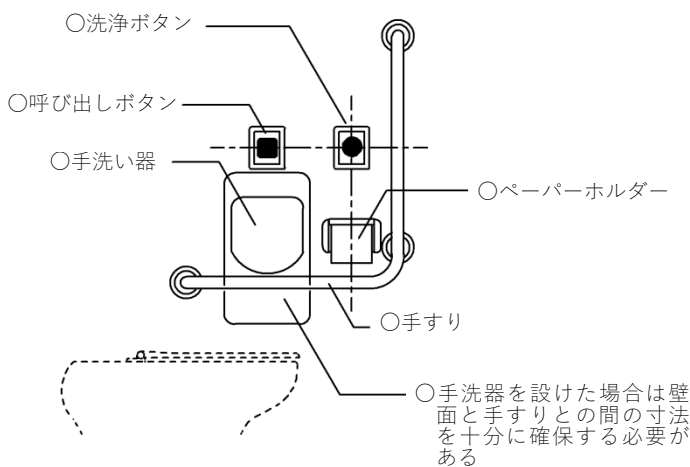


単位: mm

器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X ₁ : 便器前方へ 約 0~100	Y ₁ : 便器上方へ 約 150~400	-
便器洗浄ボタン		Y ₂ : 便器上方へ 約 400~550	Y ₃ : 約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X ₂ : 便器後方へ 約 100~200		X ₃ : 約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

図 I.2.1.11 洗浄ボタン等の標準配置例（「JIS S 0026」による）

<操作系ピクトグラムの例>



図の出典: (一般社団法人) 日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」
https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictgram_download.html

図 I.2.1.12 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

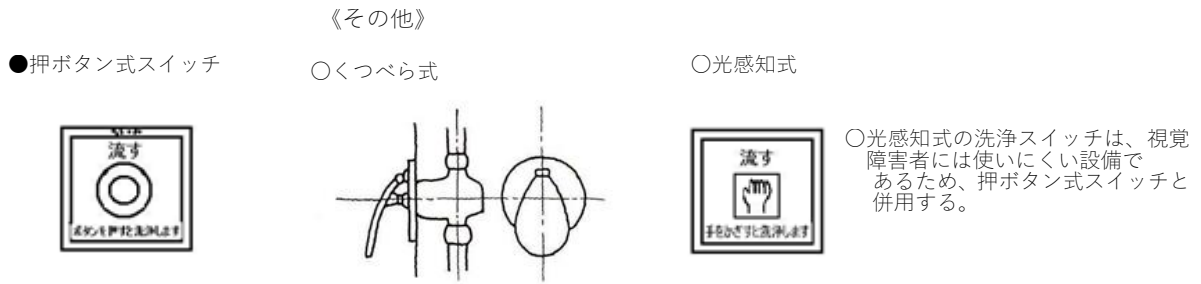


図 I.2.1.13 操作が容易な洗浄装置

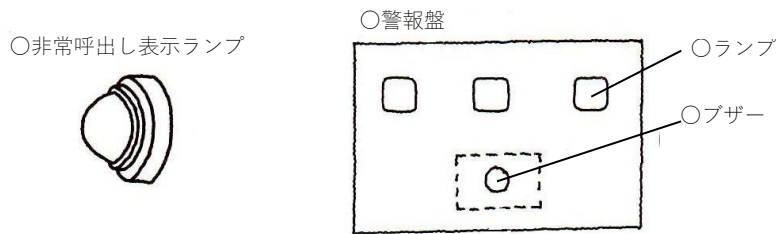


図 I.2.1.14 非常呼び出し装置等

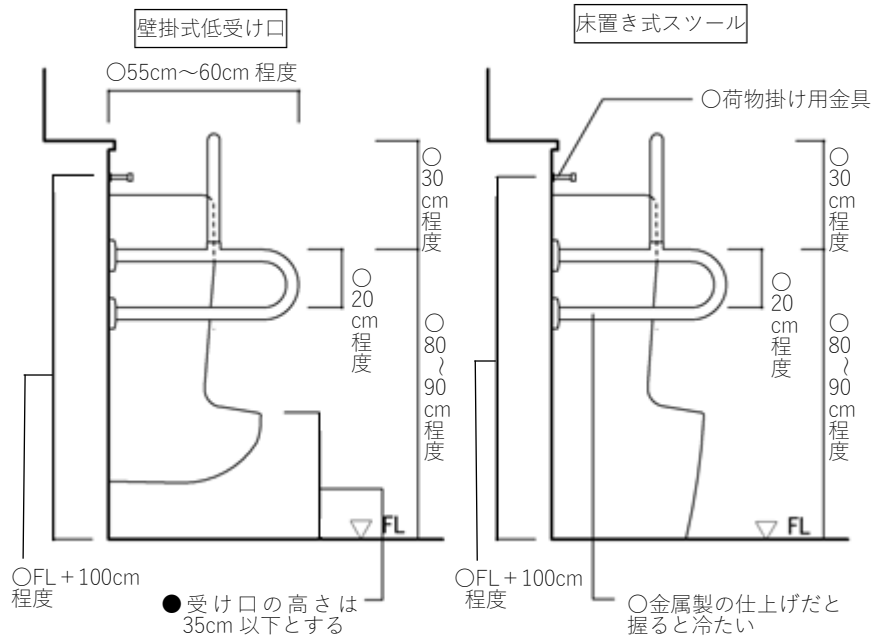


図 I.2.1.15 小便器

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

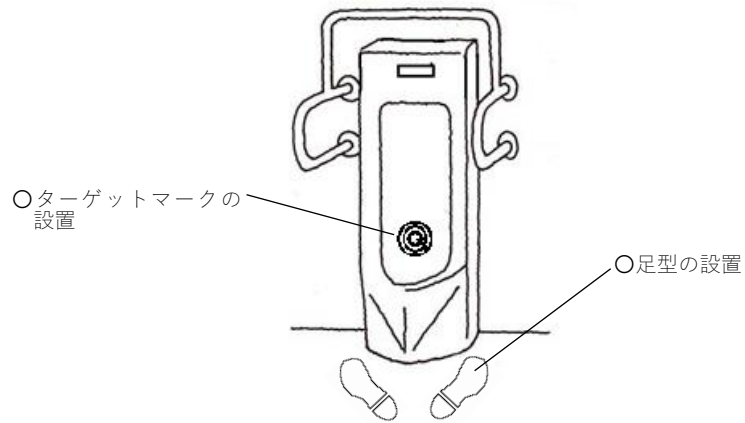
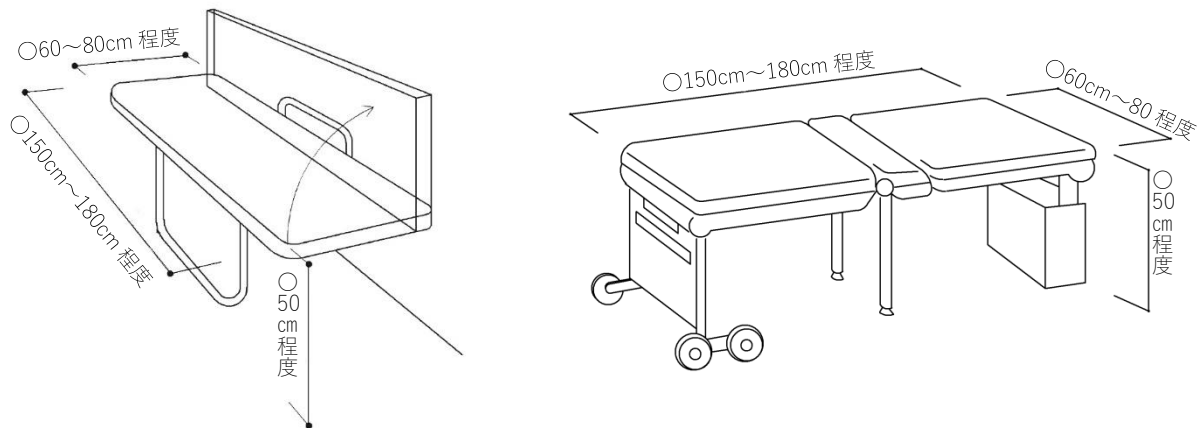


図 I.2.1.16 知的障害者に配慮した小便器



・大型ベッドとベビーベッドは寸法や耐荷重に違いがあることに留意する。
なお、大型ベッドを設置し、ベビーベッドと兼用することは可能である。

図 I.2.1.17 大型ベッド

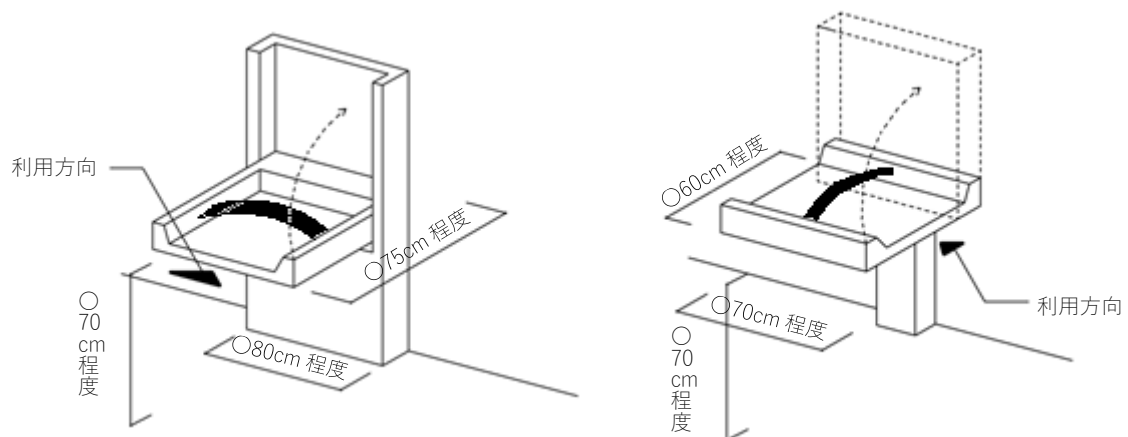
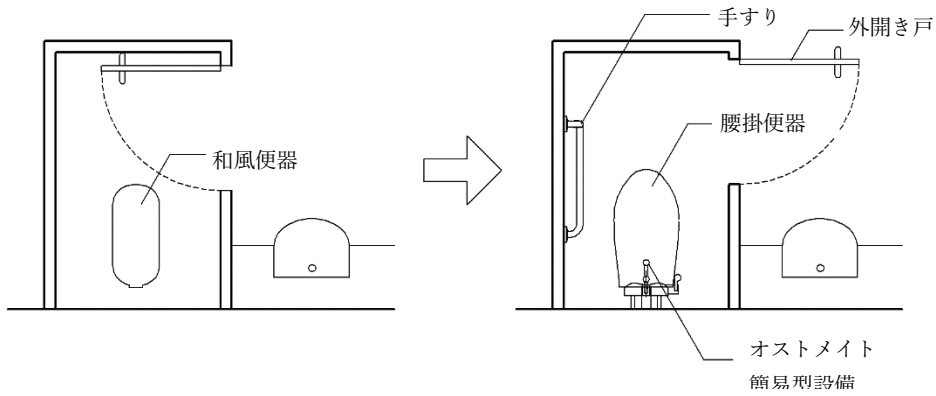


図 I.2.1.18 ベビーベッド

- ・改善・改修により、車いす使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便器に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じて便房数の設定や、配置に留意する。
- ・一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事の実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。

改善例 1



改善例 2

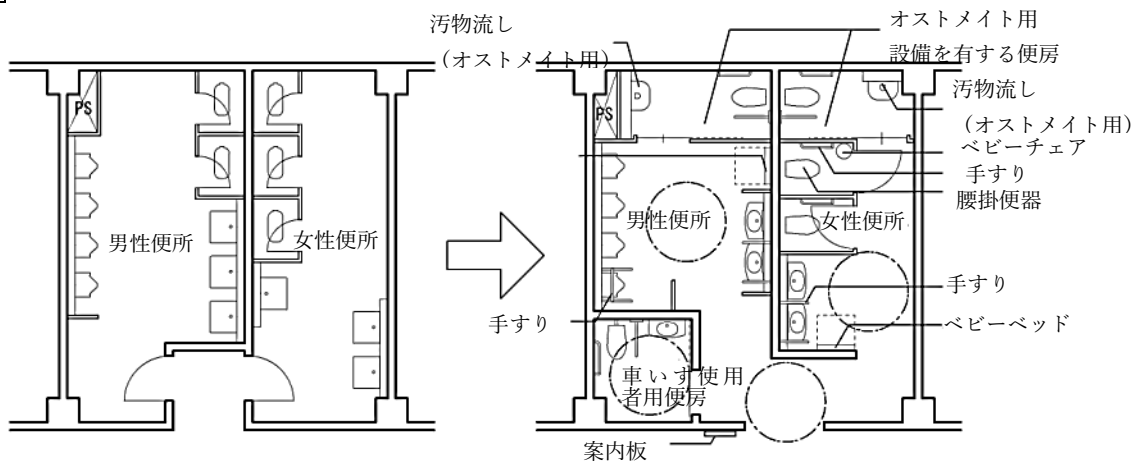
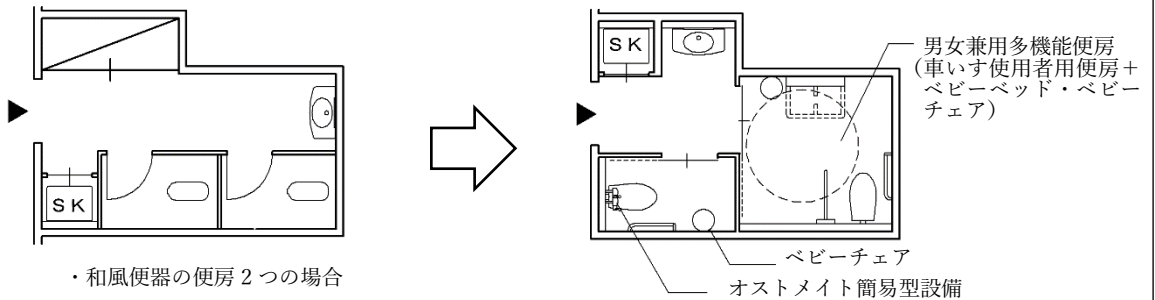


図 I.2.1.20 便所・洗面所の改善例

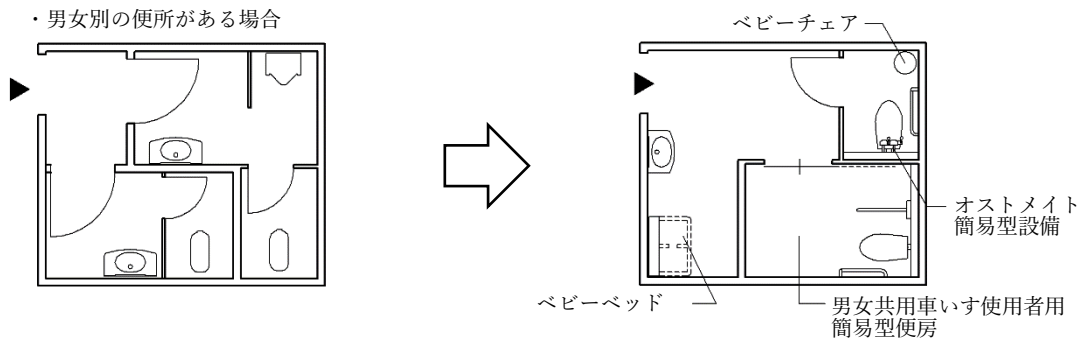
・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修では、十分な空間を確保できないことが想定されるため、施設の状況に応じ、簡易型便房の設置を検討する。

・十分な空間を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫する。

改善例 1



改善例 2



改善例 3

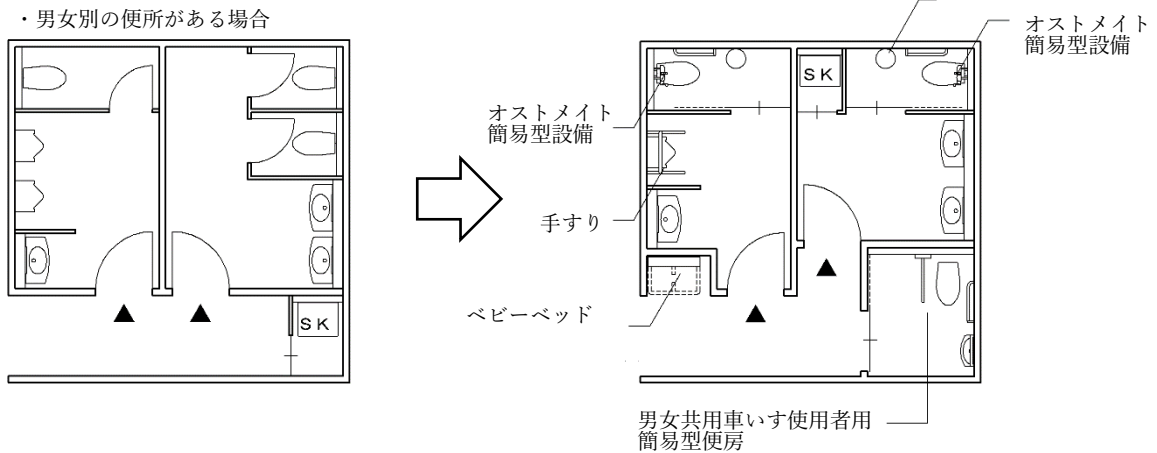


図 I.2.1.21 小規模施設での改善例

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

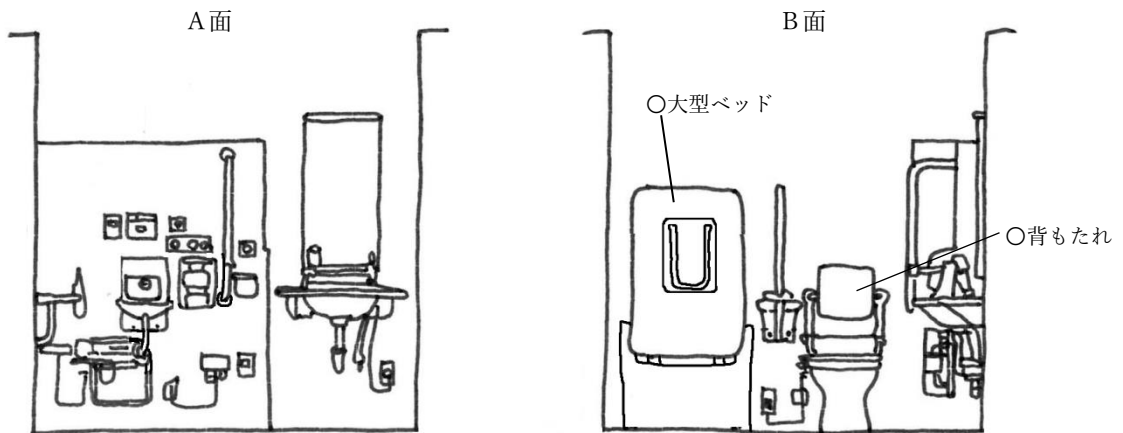
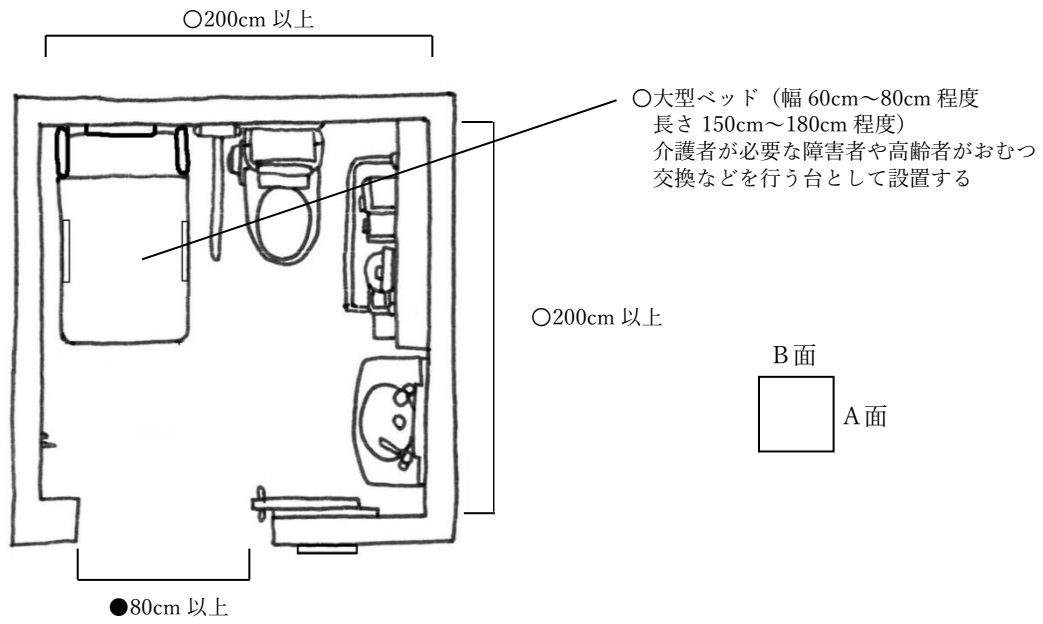
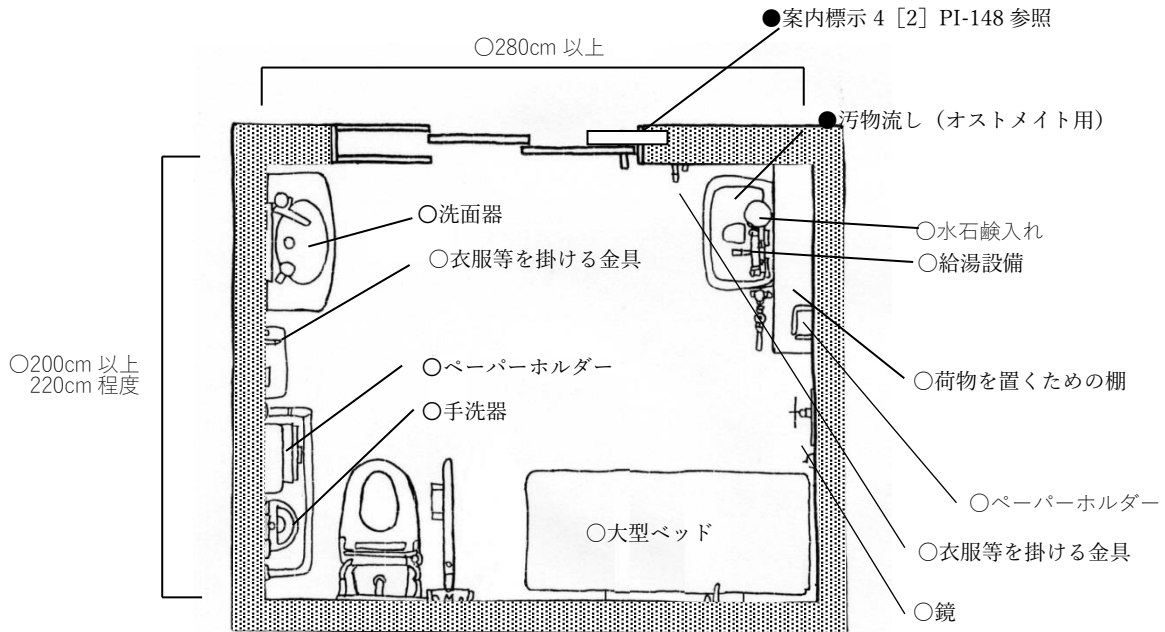


図 I.2.1.22 大型ベッドを車いす使用者用便房内に設けた例

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



A面

B面

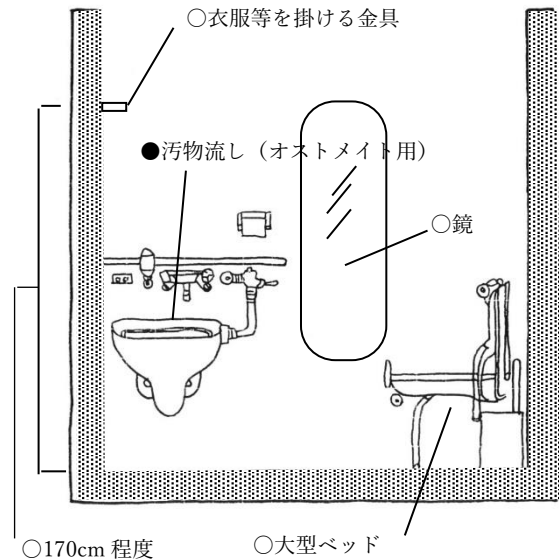
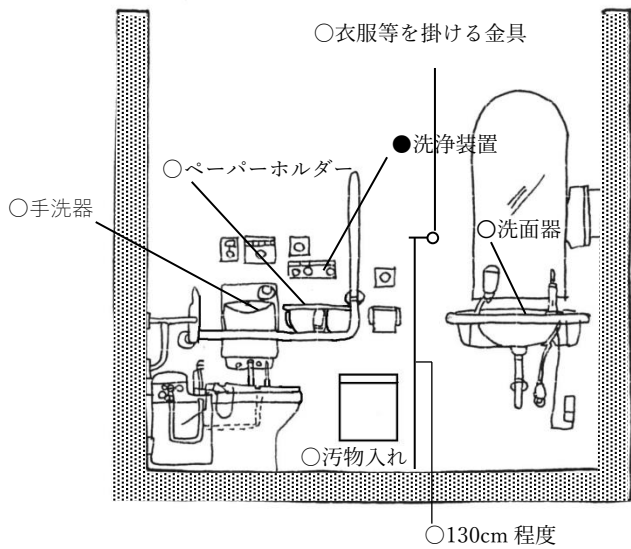


図 I.2.1.23 汚物流し (オストメイト用) 及び大型ベッドを
車いす使用者用便房内に設けた例 (220cm×280cm タイプ)

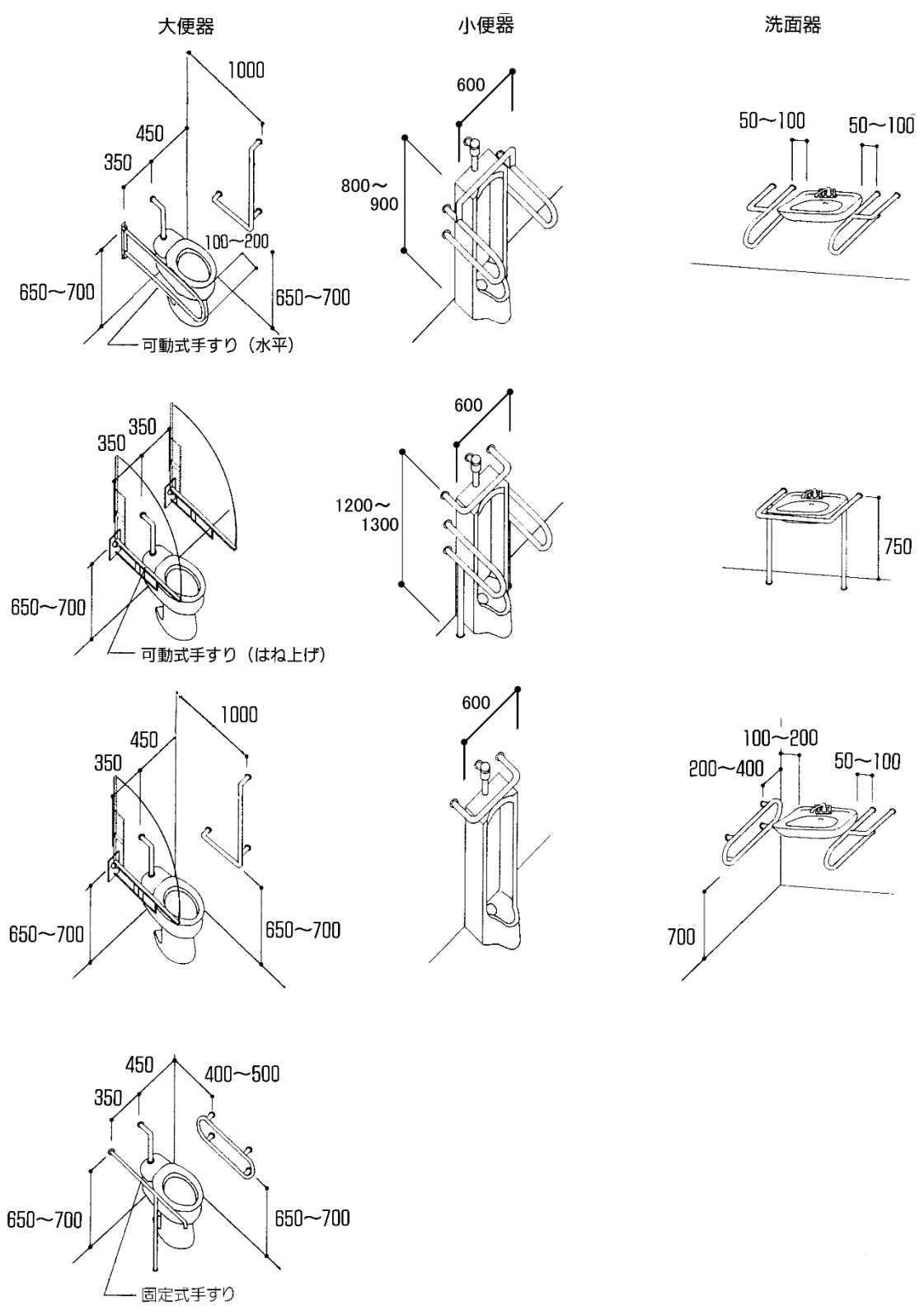


図 I.2.1.24 手すりの例



汚物流し(壁掛タイプ)



汚物流し(壁掛タイプ)



パウチ・しびん洗浄水栓付背もたれ

図 I.2.1.25 オストメイト対応設備の例

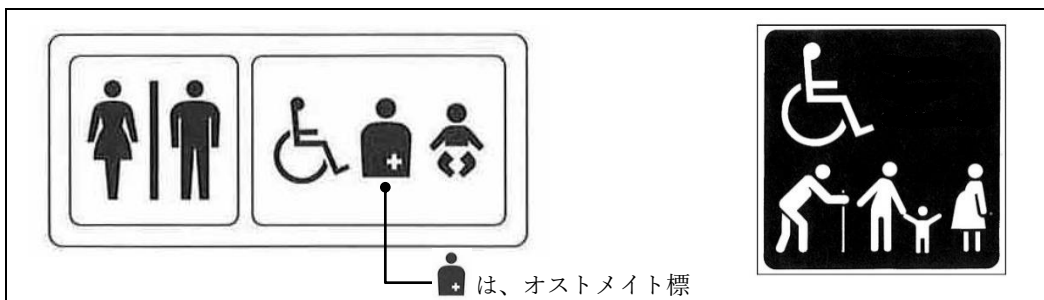


図 I.2.1.26 表示の例(1)



図 I.2.1.27 表示の例(2)



図 I.2.1.28 小児用洗面器

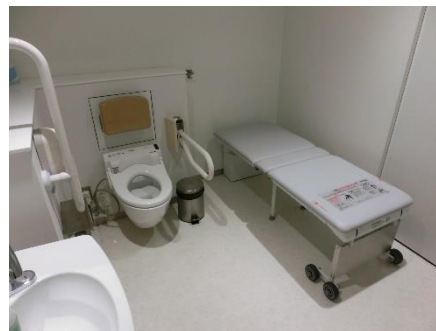


図 I.2.1.29 大型ベットの例



図 I.2.1.30 着替え台の例

[2] 更衣室およびシャワー室 (特定施設整備基準 第1 18)

基本的な考え方

スポーツ活動は、競技としてだけでなく、健康維持やストレス解消など生活に密着した形で手軽にだれもが楽しみたいものです。

体育館やスポーツ施設などの更衣室やシャワー室は、車いすでも利用できる十分な広さの確保に加えて、だれもが安全に利用できるよう配慮することが必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	室の仕様	<p>●更衣室またはシャワー室を設ける場合は、そのうちそれぞれ 1 以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に定める構造とする。 〈建 18〉</p>	<p>……→ 体育館等に適用されません。 (図 I.2.2.1) (図 I.2.2.2)</p> <p>脱衣スペースを設置する場合は、十分な空間(直径 150cm 以上の円)の確保が必要である。 なお、電動車いす等、大きな椅子では、150cm の円では十分でない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。</p>
	腰掛台等	<p>●腰掛台を適切に配置する。 〈建 18 の (1)〉</p>	
	手すり	<p>●手すりを適切に配置する。 〈建 18 の (1)〉</p>	<p>……→ 障害者用シャワーブース・更衣ブース等に転倒防止、身体支持、移乗補助に配慮した手すりの設置を求めるものである。</p>
	出入口	<p>●出入口の構造は I・1・[4] 出入口・玄関 (P. I-22)」の項の規定による。〈建 18 の (2)〉</p> <p>●利用円滑化経路を構成する出入口は、車いす使用者が通過できる幅として 80cm 以上とする。〈建 9 の (1)〉</p> <p>●利用円滑化経路上に階段または段を設けない。〈建 8〉</p> <p>●戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。 〈建 9 の (2)〉</p> <p>●戸を設ける場合は、その前後に高低差がないようにする。 〈建 9 の (2)〉</p>	

望ましい整備		解説
全般・経路	<p>○シャワー室または更衣室まで支障なくアプローチできるような段を設けない。手すり等による誘導も考慮する。</p> <p>○更衣室からシャワー室への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。</p> <p>○シャワー室は高齢者、障害者等などにとって転倒などの危険の大きな場所であるため、障害の種類・程度、介助者の有無などを考慮して浴室等の形状などを計画する。</p>	<p>(図 I.2.2.1)</p> <p>(図 I.2.2.2)</p>
色	<p>○シャワー室の配置等を把握しやすくするため、床と壁、ブース等の色のコントラストに配慮する。また、浴室の照明についても工夫を行う。</p>	
更衣室等	<p>○更衣室の収納棚は車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。また、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。</p> <p>○ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から 120cm 程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。</p> <p>○更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいように、点字表示等をする。</p> <p>○更衣ブースは、介助者が異性である場合を考慮して、専用の出入口を設けるか、更衣室の入口近くに設ける。</p> <p>○更衣室等には、乳幼児用おむつ替え台を設ける。</p>	<p>→ ・ 収納棚</p> <p>上端：100cm～120cm 程度</p> <p>下端：30cm～40cm 程度</p> <p>奥行き：60cm 程度</p> <p>(図 I.2.2.5)</p>
脱衣ロッカー	<p>○車いす使用者でも利用しやすく、補装具等が収納できる大きさとする。</p>	
腰掛台等	<p>○クッション材付で、体を横にして着替えられる大きさのものとする。また障害者が安心してゆっくり着替えができるよう、カーテンで仕切る等の配慮をする。</p> <p>○車いす使用者の脱衣は、着脱用ベンチ(長さ 180cm 以上、幅 60cm 以上、高さ 40cm～45cm 程度)を設けることや、床に下りての脱衣スペースの確保に配慮すること。</p> <p>○利用状況に応じ介助スペースを確保できるよう、着脱用ベンチを床に固定することは避ける。</p>	<p>→ 着脱用ベンチには下記のを備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上体の寄りかかることができるヘッドボード ・ 表面仕上げはクッション材付で、滑りにくく、耐水性のあるもの ・ 上部にぶら下がり用の吊り輪又は壁面に縦手すり
シャワー室の仕様	<p>○高齢者、障害者等が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛台、手摺等が適切に配置されたものとする。</p> <p>○車いす使用者が容易に転回できるなど、十分なスペースを確保する。</p>	<p>(図 I.2.2.3、図 I.2.2.4)</p>
戸などのガラス	<p>○転倒時による事故防止を考慮し、出入口付近等のガラス安全ガラスを用いる。</p>	
床仕上げ	<p>○床面は濡れていても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○浴室用車いす等で移動しやすいよう、床は水はけのよい材料とし、可能な限り排水勾配を緩やかにする。</p>	

望ましい整備			解説
シャワーブース	○シャワーブースの出入口は引き戸又はカーテンとする。		(図 I.2.2.1～図 I.2.2.3)
水栓金具	○簡単に操作できるものとする。 ○冷温水の区分は点字標示を行い、湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）付のものとする。 ○シャワーヘッドは昇降可能なものとする。 （床面から 50 cm～ 80 cm） ○シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。 ○シャワーホースの長さは 150cm 以上とする。 ○シャワー室での動作等により、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。	<p>.....➔</p> <p>.....➔</p>	<p>ワンハンド・レバー式等操作のしやすいものとする。</p> <p>点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫を行う。</p> <p>サーモスタットの付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける</p>
非常通報装置	○必要に応じ、室内は転倒した時でも操作のできる高さに非常用呼び出しボタンをループやひもをつけて設ける。 ○更衣室に緊急連絡用の文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。➔	非常呼び出しボタンは、室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設ける。
備品	○シャワー用車いす、シャワーチェア等を常備する。		
手すり	○手すりは水平・垂直に取り付ける。必要に応じて連続させる。 ○シャワーブース内の手すりは、側壁に連続して設ける。 ○手すり と 取付壁 と の 間 隔 は 通 常 よ り も 広 く と る。 ○必要に応じて便房内や洗面台等にも手すりを設置する。 ○その他 I・3・[1] 手すり (P. I-125)」の項参照。		
案内表示	◇車いすで利用できる旨を表示する。		
その他の設備	○シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。➔	シャンプー等の触覚識別表示については、日本産業規格 (JIS) S0021 の「高齢者、障害者配慮設計指針一包装・容器」に規定されている。

解説図一覧	
図 I.2.2.1 車いす使用者用シャワー室（単体）の例	P. I -96
図 I.2.2.2 車いす使用者用シャワー室を設けたシャワー室、更衣室の例	P. I -96
図 I.2.2.3 シャワー室	P. I -97
図 I.2.2.4 シャワーブース	P. I -97
図 I.2.2.5 更衣ブース	P. I -97

チェック項目（条例の基準）						
18 更衣室およびシャワー室（体育館等）	(1)更衣室およびシャワー室の設置（無の場合は、以下は記入不要）				有	無
	(2)更衣室およびシャワー室の構造（1以上）	(1)更衣室およびシャワー室の規模等	更衣室の大きさ	cm × cm		
			シャワー室の大きさ	cm × cm		
		腰掛台、手すり等の設置			有	無
	(2)出入口の構造	幅は、80cm以上			cm	
		戸を設ける場合の構造	戸は、自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無
			戸の前後の高低差		有	無

関連する章
I・1・[4] 出入口・玄関（P. I -22）
I・3・[1] 手すり（P. I -125）

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

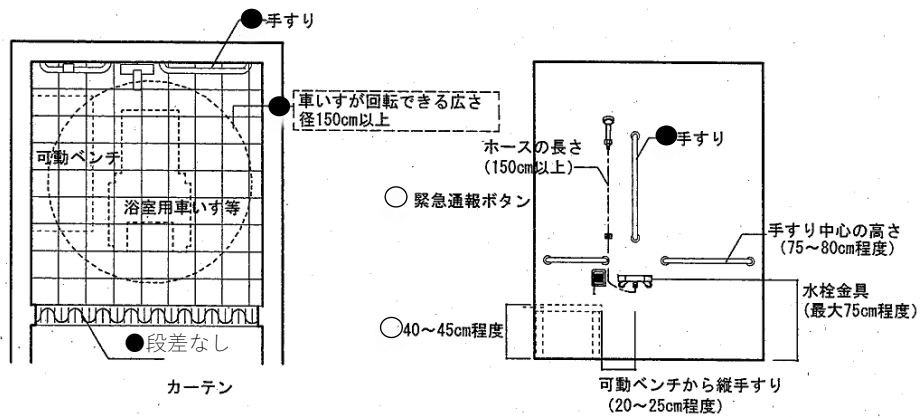


図 I.2.2.1 車いす使用者用シャワー室（単体）の例

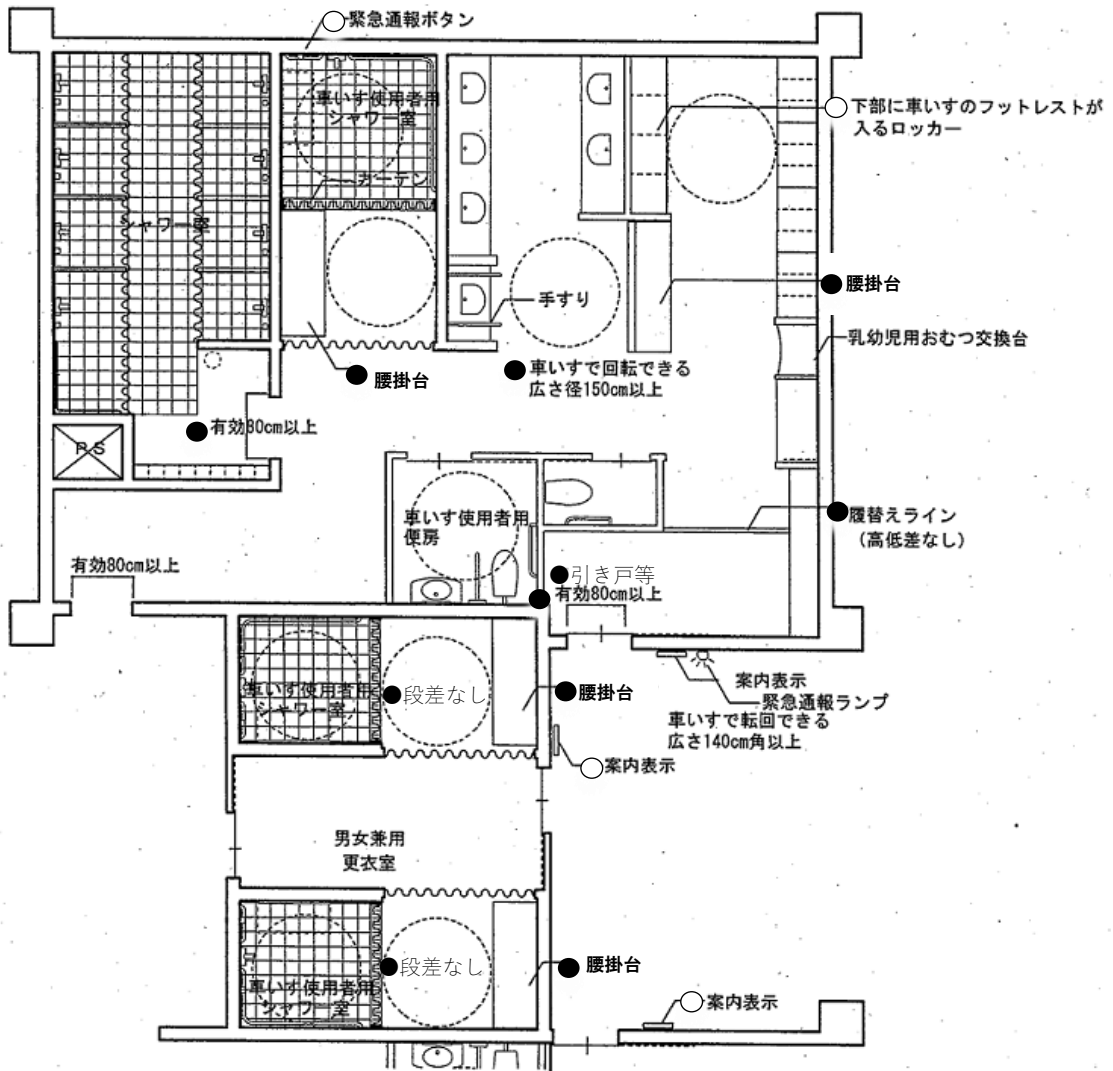


図 I.2.2.2 車いす使用者用シャワー室を設けたシャワー室、更衣室の例

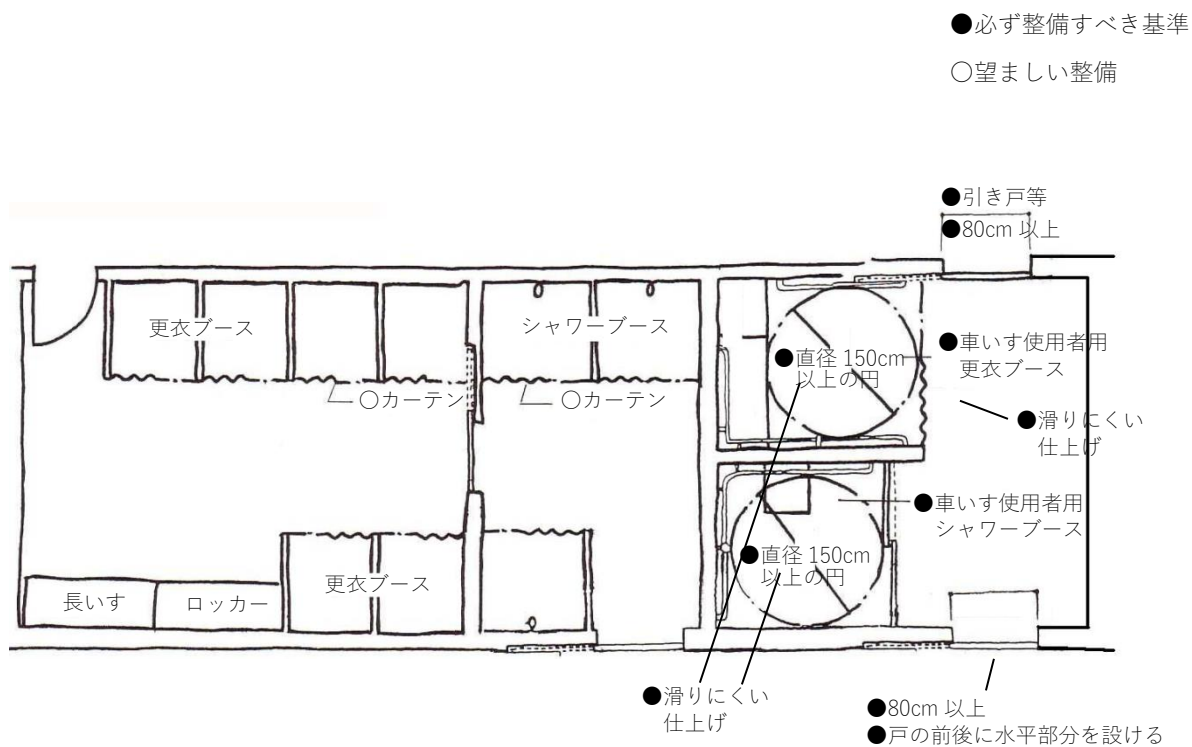


図 I.2.2.3 シャワー室

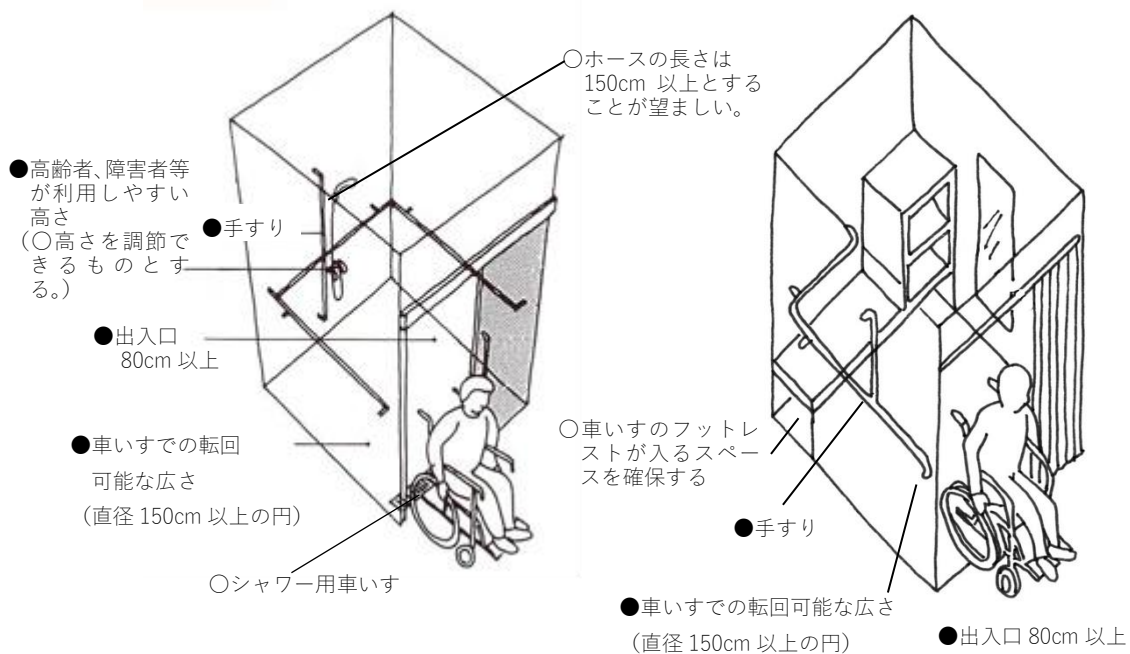


図 I.2.2.4 シャワーブース

図 I.2.2.5 更衣ブース

[3] 浴室等 (特定施設整備基準 第1 17)

基本的な考え方

浴室は、高齢者や障害がある人などにとって転倒などの危険の大きな場所であり、安全への配慮が特に必要とされます。

また利用面では、障害の種類や程度によって最適な形態が異なるため、施設の用途や介助する人の有無など多様な形態を検討し、脱衣場を含めて入浴の一連の動作が容易にできるよう配慮する必要があります。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	室の仕様	<p>●多数の者の利用に供する浴室を設ける場合は、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とする。〈建17〉</p> <p>①浴槽および洗い場は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう腰掛台、手すり等が適切に配置されたものとする。</p> <p>②脱衣室を設ける場合は、I・2・[2]更衣室およびシャワー室（P.I-92）」の項の規定による。</p>	<p>病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、身体障害者更生援護施設等、旅館等および公衆浴場に適用されます。</p> <p>（図I.2.3.1） （図I.2.3.2） （図I.2.3.3）</p> <p>脱衣室は「浴室等」の一部として扱い、脱衣室を設置する場合は、十分な空間（直径150cm以上の円）の確保が必要である。なお、電動車いす等、大きな車いすでは、150cmの円では十分でない場合があるため、施設の利用者等状況を鑑みて設計する必要がある。</p>
	腰掛台等	●腰掛台等を適切に配置する。	浴室等に腰掛台のほか、転倒防止、身体支持、移乗補助に配慮した手すりの設置を求めるものである。
	手すり	●手すりは、浴槽および洗い場の周辺に適切に設ける。	
	脱衣室の出入口	<p>●利用円滑化経路を構成する出入口は、車いす使用者が通過できる幅として80cm以上とする。〈建9の(1)〉</p> <p>●利用円滑化経路上に階段または段を設けない。〈建8〉</p> <p>●戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。</p> <p>●戸を設ける場合は、その前後に高低差がないようにする。</p>	I・1・[4] 出入口・玄関 P.I-22 参照

望ましい整備		解説	
全般・経路	<ul style="list-style-type: none"> ○浴室・脱衣所まで支障なくアプローチできるよう段を設けない。手すり等による誘導も考慮する。 ○脱衣所から洗い場及び浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。 ○浴室等は高齢者、障害者等などにとって転倒などの危険の大きな場所であるため、障害の種類・程度、介助者の有無などを考慮して形状などを計画する。 		
色	<ul style="list-style-type: none"> ○浴室の配置等を把握しやすくするため、床と浴槽等の色のコントラストに配慮する。また、浴室の照明についても工夫を行う。 		
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者の脱衣は、着脱用ベンチ(長さ 180cm 以上、幅 60cm 以上、高さ 40cm～45cm 程度)を設けることや、床に下りての脱衣スペースの確保に配慮すること。 ○利用状況に応じ介助スペースを確保できるよう、着脱用ベンチを床に固定することは避ける。 ○脱衣所の収納棚は車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。 また、下部には車いすのフットレストが入るスペースを確保する。 ○ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から 120cm 程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。 ○脱衣所の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいうように、点字表示等をする。 ○脱衣ブースは、介助者が異性である場合を考慮して、専用の出入口を設けるか、更衣室の入口近くに設ける。 ○脱衣室内には、乳幼児用おむつ替え台を設ける。 	<p>.....➔</p>	<p>着脱用ベンチには下記のを備える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上体の寄りかかることができるヘッドボード ・表面仕上げはクッション材付で、滑りにくく、耐水性のあるもの ・上部にぶら下がり用の吊り輪又は壁面に縦手すり ・収納棚 上端：100cm～120cm 程度 下端：30cm～40cm 程度 奥行き：60cm 程度
浴室の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ○浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されたものとする。 ○車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されたものとする。 ○浴室には高齢者・障害者等の入浴を介助するスペースを確保する。(2方向から介助できるスペースを確保する。) 		
浴室の出入口	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口は、車いす使用者が通過できる幅として 80cm 以上とする。〈建 9 の (1)〉 ○利用円滑化経路上に階段または段を設けない。〈建 8〉 ○戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。〈建 9 の (2)〉 ○戸を設ける場合は、その前後に高低差がないようにする。〈建 9 の (2)〉 	<p>.....➔</p>	<p>I・2・[2] 更衣室およびシャワー室 P.I-92 を参照</p>
戸などのガラス	<ul style="list-style-type: none"> ◇転倒時による事故防止を考慮し、出入口付近等のガラスは安全ガラスを用いる。 		

望ましい整備		解説
浴室の床仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○床面は濡れても滑りにくいものとする。 ○浴室用車いす等で移動しやすいよう、床は水はけのよい材料とし、可能な限り排水勾配を緩やかにする。 	
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ○浴槽内に段を設ける場合は、手すりを設け、けあげを小さくし、踏面を大きくとり、段鼻は色彩・明度の差が大きい色等に配慮する。 ○浴槽への移動の補助として、浴槽の高さに合わせた移乗台を設ける。 ○浴槽のまわりには、2方向以上から介助できるスペースを設ける。 ○浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは45cm（車いすの座面の高さ）程度とする。 ○病院、介護老人保健施設等では浴槽内へのアプローチとしてスロープを設置する。 	<p>高さ 40cm～45cm 程度 幅 45cm 程度 奥行きは浴槽と同程度 移乗台は取り外し可能なものでも可能。</p>
洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ○洗い場の下部には車いすのフットレストが入るようにスペースを確保する。また、車いすから容易に移乗できる高さ 40cm～45cm 程度の洗い場台を設置する。 	<p>車いすの座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝を工夫して配置する。</p>
シャワーブース	<ul style="list-style-type: none"> ○シャワーブースを設ける場合の出入口は引き戸又はカーテンとする。 	
車いす使用者用浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○浴室内に車いす使用者用洗い場を設ける場合は、車いすが容易に近接し移乗しやすいよう、形状や高さに配慮する。 ○車いすから直接入浴する場合の浴槽の高さは、車いす座面と同程度の高さとする。 	
個室用浴室	<ul style="list-style-type: none"> ○扉は浴室内の緊急時を考慮し、内開きは避け、鍵は外側から合い鍵で開けられるようにしておく。 	
水栓金具等	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単に操作できるものとする。 ○冷温水の区分は点字標示を行い、湯水の混合操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）付のものとする。 ○浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するために、水栓は定量止水機能のついたものとする。 ○個室用の浴室の場合、水栓金具類の取り付け高さ等は洗い場から手が届き、浴槽内に座った状態で利用できるようにする。 ○洗い場での動作等により、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。 ○シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。 ○シャワーホースの長さは150cm以上とする。 	<p>ワンハンド・レバー式等操作のしやすいものとする。</p> <p>点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫を行う。</p> <p>サーモスタットの付いた水栓には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。</p> <p>スライド高さは床面から 50 cm～180 cm。</p>

望ましい整備		解説
非常用通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用呼び出しボタンを洗い場および浴槽から手の届く位置にループやひもをつけて設ける。 ○脱衣に緊急連絡用の文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。 	<p>.....→ 非常呼び出しボタンは、浴室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設ける。</p>
腰掛台等	<ul style="list-style-type: none"> ○その他高齢者・障害者等が利用する際の補助器具（バスボード・シャワーいす等）、浴室用車いすも、必要に応じ設置・常備する。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付ける。必要に応じ連続させる。 ○手すりは水平垂直の両用タイプのものとし、特に浴槽への移動をおこなう場所には、垂直タイプのを設ける。必要に応じて浴槽内にも手すりを設置する。 ○手すりと取付壁との間隔は通常よりも広くとる。 ○その他 I・3・[1] 手すり (P.I-125) の項参照。 	
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ○シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。 	<p>.....→ シャンプー等の触覚識別表示については、日本産業規格 (JIS) S0021 の「高齢者、障害者配慮設計指針—包装・容器」に規定されている。</p>

解説図一覧	
図 I.2.3.1 車いす使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例	P.I-102
図 I.2.3.2 車いす使用者が利用できる浴室の例（貸し切り浴室）	P.I-103
図 I.2.3.3 簡易型浴室	P.I-104

チェック項目（必ず整備すべき基準）						
17浴室等（病院・診療所等（入院のための施設を有するもの）、障害者支援施設等、旅館等および公衆浴場）	(1)多数の者の利用する浴室の設置（無の場合は、以下は記入不要）				有	無
	(2)浴槽および洗い場の構造	洗い場の大きさ	cm × cm			
		腰掛台、手すり等の設置			有	無
	(3)脱衣室の構造	脱衣室の大きさ		cm × cm		
		腰掛台、手すり等の設置			有	無
		出入口の構造	幅は、80cm以上		cm	
	戸を設ける場合の構造		戸は、自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無
		戸の前後の高低差		有	無	

関連する章
I・1・[4] 出入り口・玄関 (P.I-22)
I・2・[2] 更衣室およびシャワー室 (P.I-92)

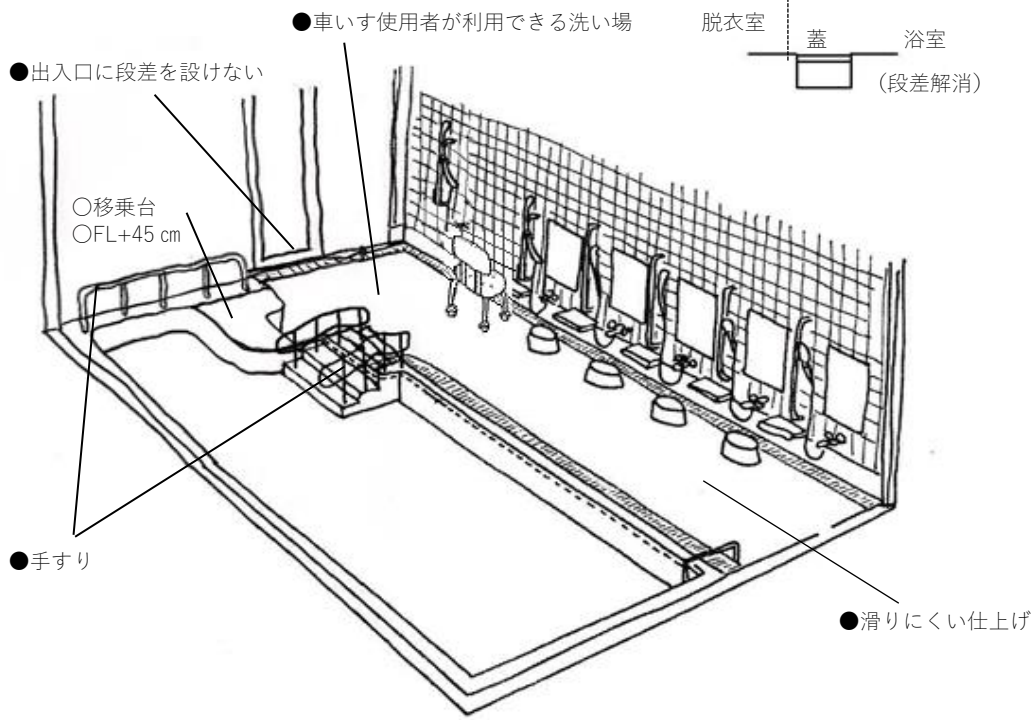
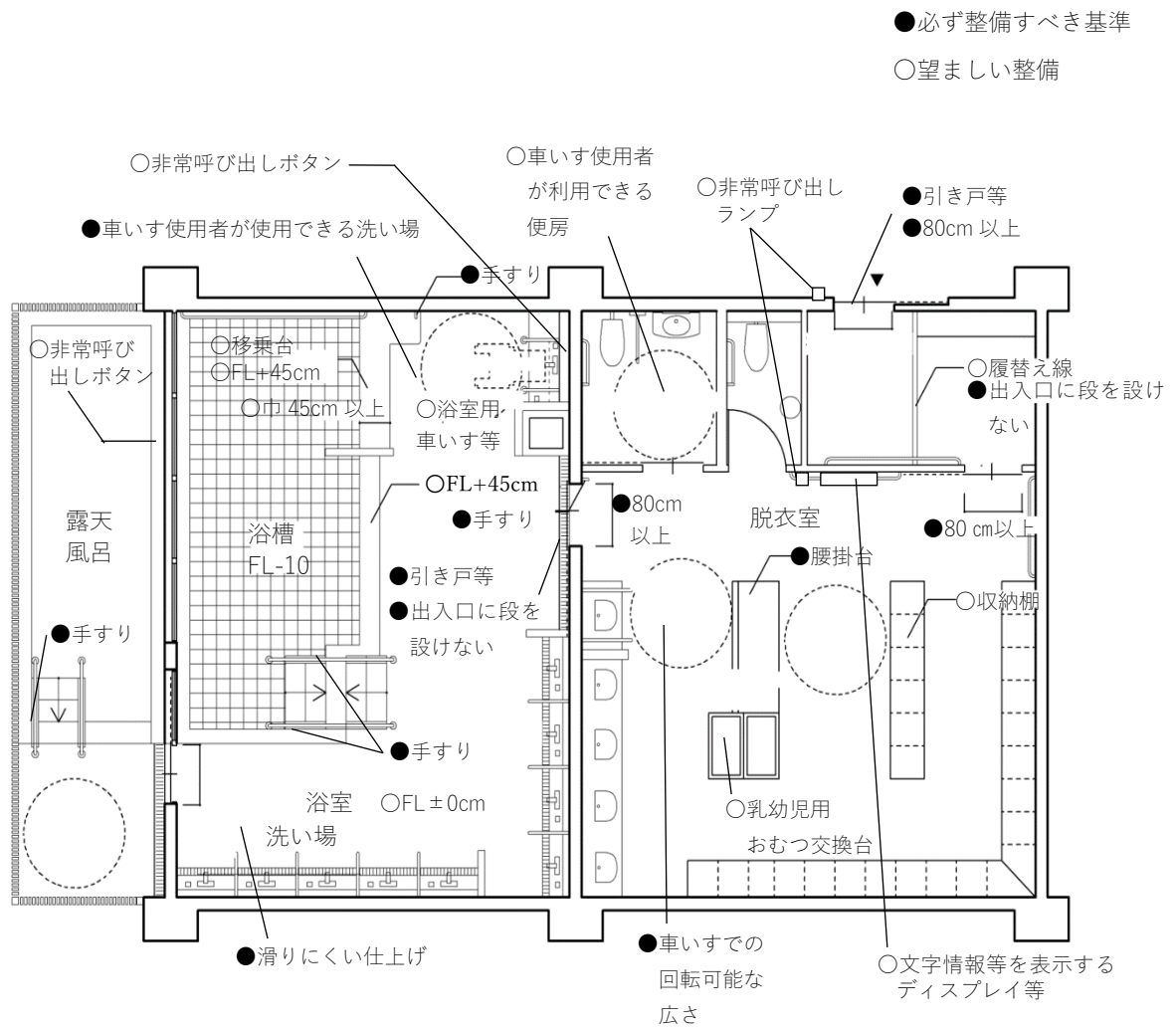


図 I.2.3.1 車いす使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例

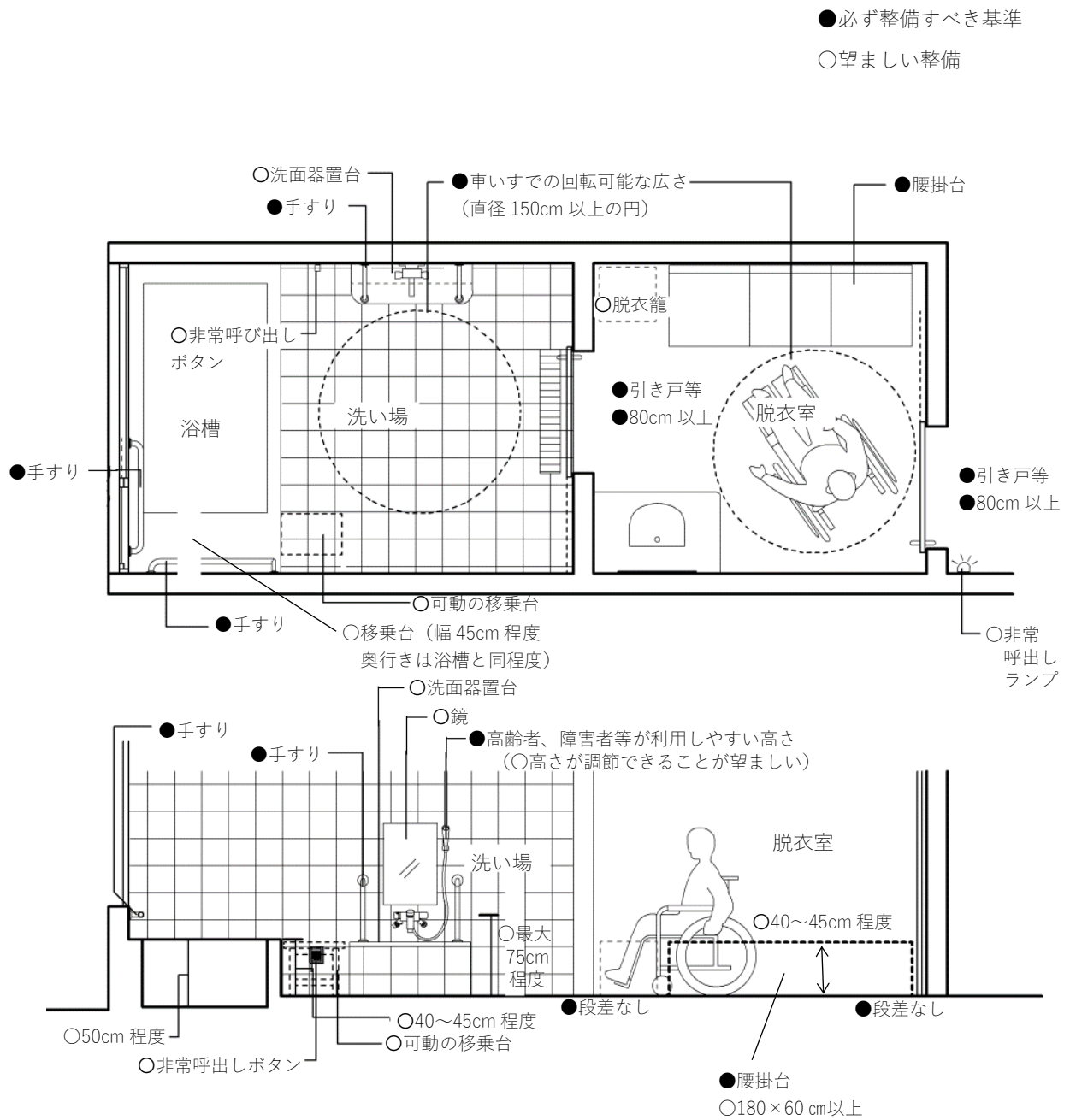


図 I .2.3.2 車いす使用者が利用できる浴室の例 (貸し切り浴室)

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

500 m²程度の小規模な施設については、平面計画、利用実態等を鑑み、簡易型の浴室の設置でも可

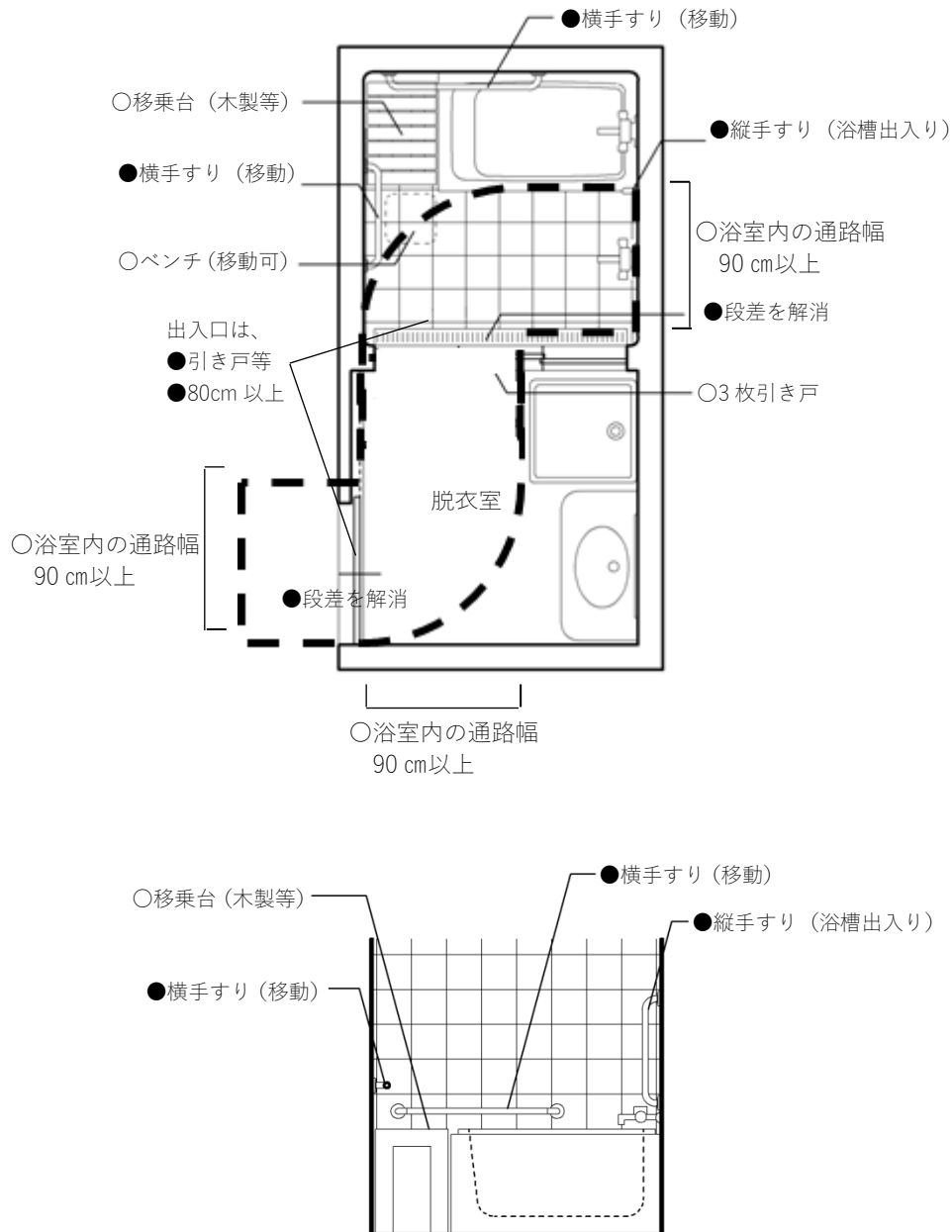


図 I .2.3.3 簡易型浴室